

はどうなるのかということをまず先にお尋ねいたします。

○小島(和)政府委員 御指摘になりましたように、ただいまの肥料取締法は、昭和二十五年に制定されまして以来、若干の改正は経ておりますが、三十数年間にわたりましてその基本的な骨格はほとんど変わることなく維持してきておるわけでございます。

近年、農業の方の事情が変化してまいりましたて、登録肥料の件数というのも大変膨大になってきておりまして、それに対する対応が必要になつてまいります。同時に、肥料自体の品質も、大部分のものにつきましては非常に安定してまいりまして、利用の面におきまして特に問題を生ずるようなものもほとんどないという状況に相なつてきているわけでございます。

そういうふうな態勢を踏まえまして、今回この取締法につきまして改善すべきところは改善するとともに、その後の状況変化によりまして必要になつてきております品質保全のための措置を強化するというねらいを含めまして、改正に踏み切つたものでございます。

御指摘のございました肥料の品質にわたります事項の表示でございますが、肥料の品質保証、特に有効成分の保証ということがただいまの肥料取締法の一一番骨格をなす規定でございまして、肥料に保証票を添付させまして、必要な事項はその保証票に記載をさせることによつて生産業者、特定の場合は販売業者の場合もございますが、その責任を明確にするということがこの制度の一一番の内容でございまして、必要な事項につきましては、これまで表示を義務づけてまいりつておるわけでございます。今般の改正によりまして、保証票の記載事項につきまして省令で追加的な措置ができるようになりますので、今後の検討でございますけれども、必要によって原料名を表示させるというふうなことも考えてまいりたいと思つております。

また、価格の問題につきましては、御承知のよ

うに全農を中心となりましてメーカーと取り決め価格を決定いたしておりまして、それが全国の肥料流通のいわば建て値のようになつておるわけでございます。末端に参りますと、そのメーカー渡しの価格に、農協の場合でございますと経済連あるいは単協の手数料が上積みされてまいりますので、上積みされるということもございますので、单一の価格を表示することにつきましては、この商品の特性としてはなかなかしませんが、それで販売段階におきましては、どういう肥料が幾らで入手できるかということにつけは明瞭になるように措置いたしておるはずでございます。

○竹内(猛)委員 問題の大体の点はここで整理がされるわけですが、次に、肥料をめぐるところの現在の取り扱い上の状況は、生産者の側から見た問題点、それから利用者の側から見た問題点、さらにはこれを販売する農協、こういう三つの立場があろうかと思います。

それで、生産を担当するのは恐らく通産省であろうと思いますから、生産の方から見た問題点といふのにどういう問題がいま起きているのか。それから利用者の側といふのは、消費者ですから農民のものですが、その点については先ほど来問題を指摘されたような点がありますが、まだだなつてきております品質保全のための措置を強化するというねらいを含めまして、改正に踏み切つたものでございます。

御指摘のございました肥料の品質にわたります事項の表示でございますが、肥料の品質保証、特に有効成分の保証ということがただいまの肥料取締法の一一番骨格をなす規定でございまして、肥料に保証票を添付させまして、必要な事項はその保証票に記載をさせることによつて生産業者、特定の場合は販売業者の場合もございますが、その責任を明確にするということがこの制度の一一番の内容でございまして、必要な事項につきましては、これまで表示を義務づけてまいりつておるわけでございます。今般の改正によりまして、保証票の記載事項につきまして省令で追加的な措置ができるようになりますので、今後の検討でございますけれども、必要によって原料名を表示させるというふうなことも考えてまいりたいと思つております。

また、価格の問題につきましては、御承知のよ

う問題があるわけでございます。

この点につきましては、現在国会でも御審議をいただきしております特定産業構造改善臨時措置法が日本の農業の発展にどう貢献していくかといふ問題があるわけでございます。

この点につきましては、現在国会でも御審議をいただきまして、肥料工業の原料段階から製品段階に至る再活性化を図つてまいりたい、そういうコスト低減を含む厳しい合理化努力を通じまして、農業と肥料工業とが両々相まってして、今後成立を待ちまして、肥料工業の原料段階から製品段階に至る再活性化を図つてまいりたい、そういうコスト低減を含む厳しい合理化努力を通じまして、農業と肥料工業とが両々相まってして、今後とも発展していくという体制を支援してまいりたい、こう考えておるところでございます。

○小島(和)政府委員 肥料は一ころに比べれば農業経営費の中でのウエートは下がつてしまいまし

たけれども、現在でもなおかつ農業経営費の中の現金支出の中では「三三七台」という、かなりなりウエートでございます。償却費まで含めました経営費

といふことになりますと「一〇〇%ぐらいだ」ということに相なるわけでございます。作物別の肥料費の

ウエートは区々まちまちでござりますが、最大の作物の水稻の場合で申しますと六・五%ぐらい

で、農業を営む方の側にとりましては、肥料の価格の問題といふのが品質の問題と並んで大変関心

のあるところでございます。

御承知のように、一度にわたります石油ショックをきっかけいたしまして、肥料の価格も大幅

に値上がりをいたしておりますと、それ以前に比べますと一倍を超えるような水準になつてきてお

るわけでございます。もちろん、これは肥料だけの問題ではございませんで、ほかの資材及び農産物の価格も同様に上がつてきておりますから、相

対的な関係といふことになればあるいは同じになれるかもしれません、従来の農業者側の希望からすれば、世の中の落ちつきを取り戻すにつれまし

てできるだけ価格の安いものを入手したい、こういう希望を持つておるわけでございます。

○横田説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、通産省は化学肥料の生産

を所管しておるわけでございますが、その品質保

全の問題は、現在御審議中の肥料取締法に基づきまして農林水産省が監督しておられるわけでござ

ります。現在の肥料を取り巻く生産面の問題とい

う意味におきまして、ただいま通産省の方からお述べになりましたような肥料工業の構造改

善、それによりますところの操業度の向上、さらにはそれによるコストメリットといったものが農業の側に恩恵として行き渡りますように期待をいたしておるわけでございます。

そのほか、最近の農村における肥料をめぐります問題があるわけでございます。

この点につきましては、従来肥料の流通の根幹

をなしておきましたのは、最寄り駅での貨車乗り

渡しというのが取引の慣行でございましたが、国鉄駅がだんだん集約化されてくる、それに伴いま

す問題といつしましては、従来肥料の流通の根幹

をなしておきましたのは、最寄り駅での貨車乗り

渡しというものが取引の慣行でございましたが、国鉄駅がだんだん集約化されてくる、それに伴いま

す問題といつしましては、従来肥料の流通の根幹

をなしておきましたのは、最寄り駅での

状況でございます。

○竹内(猛)委員 ただいま三つの角度から問題を提起をしてお答えがありましたが、その中で生産者側の方の問題がかなり深刻のように考えます。三十年、四十年代の経済成長のころにはかなり生産が伸びてきました。にもかかわらず、最近は非常に生産も停滞をしてきたし、消費も余り伸びないというような状況のもとに、さらに輸出の面よりも輸入の方に心配が出てきた。こういうような点から、先般來合理化をやつたにもかかわらず、さらにはいま説明があつたような第一次の合理化をしなければいけない。こういうような状態になつて、いると思うのですが、これに関して、その第一次、これから合理化をしていくということで、いま別な委員会で議論をしておりますけれども、その場合において、既存の施設なりあるいはそれに関係している人員をどういうようにされようとするのか、この点が当然一つ出てくると思うし、さらに、国内においての内需を拡大するためにはどのような考え方があるのかということで、この二つの方から内需の拡大という問題は考えられるのか。

それからもう一つは、合理化という問題がありますけれども、それでもなおどうにもならない。

そこで、企業の人員の配置の転換。

もう一つは、海外への輸出というか、それが大いに減っている。それを拡大するために何かを考えていることはないのかという点で、この三つの点から問題をひとつ提起をしますから、これについてお答えをいただきたい。

○横田説明員 御説明申し上げます。

まず第一点の内需の問題でございますが、これは、私ども、農林水産省の方の長期的な見通しをもとに生産面の問題を検討しておるわけでござりますが、それによりますと、今後国内の肥料需要は、窒素、磷酸、カリ、この肥料三要素のいずれをとりましても一%に満たない年率の成長であつて、横ばいないし微増、こういう数字でござりますが、それによりますと、生産業界の構造改善策をおきましても、

国内の需要はそういう厳しい想定のもとで、なお

のみならず石油化学等非常に厳しい状況にござい
三十の以上、その後へ、付添が迫られる可能性があ

時間はかかり得る、こう思つておるわけでもない
ます。

○竹内(猛)委員　ただいま三つの角度から問題を提起をしてお答えがありました、その中で生産者側の方の問題がかなり深刻のように考えます。

三十年、四十年代の経済成長のころにわざわざ日本へ生産が伸びてきただ。にもかかわらず、最近は非常に生産も停滞をしてきたし、消費も余り伸びないと、いうような状況のもとで、さらになんか輸出の面よりも輸入の方を中心が出てきた。こういうような点から

ら、先般來合理化をやつたにもかかわらず、さらにいま説明があつたような第一次の合理化をしなければいけない。こういうような状態になつてゐると思うのですが、これに関して、その第二次、

これから合理化をしていくということで、いま別な委員会で議論をしておりますけれども、その場合において、既存の施設なりあるいはそれに関係している人員をどういうようになされようとするのか、この点が当然一つ出てくると思うし、さらに、国内においての内需を拡大するためにはどのような考え方があるのかということで、この二つの方から内需の拡大という問題は考えられるのか。

そこで、企画の人員の配置の転換。
もう一つは、海外への輸出というか、それが大
いに減っている。それを拡大するために何か考
えていることはないのかという点で、この三つの点
から問題をひとつ提起をしますから、これについ
てお答えをいただきたい。

まず第一点の内需の問題でございますが、これは、私ども、農林水産省の方の長期的な見通しをもとに生産面の問題を検討しておるわけでございますが、それによりますと、今後国内の肥料需要は、窒素、磷酸、カリ、この肥料三要素のいずれをとりましても一%に満たない年率の成長である、横ばいない微増、こういう数字でございまして、生産業界の構造改善対策におきましても、

国内の需要はそういう厳しい想定のもとで、なお合理化された肥料工業として再構築をしていく。こういう考え方方に立つておるわけでございます。
もう一つの需要項目でございます輸出でございま
すが、先生御指摘のとおり、輸出の維持ができるほど、設備の廃棄、処理、こういったものも少なく済みますし、また、量産のメリットも還元できるようになるわけでございますけれども、いかんせん現在の国際市況は、この一、三年来と申しますか、非常に異常な低迷下にございます。わが國の肥料輸出も、たとえば尿素について申し上げますと、四十年代後半には年間二百万トンから二百数十万トン、そういう輸出産業でありますけれども、現在の構造改善の想定といたしましては、それが四十万トンを下回る、そういう厳しい想定でやつておるわけでございます。もとより近隣の中国その他の発展途上の諸国からは、日本の肥料は価格面ではなるほど競争力は大変低下したけれども、品質なりあるいは包装、輸送、そういうた非価格面での評価は非常に高いということで、輸出の繼續を求める声もございまして、他方、外貨に悩む農業省、関係省庁とも相談しながら、そういう対応を検討しておるわけでございますが、それも一つの限界がある、こういう考え方でございます。
そうなりますと、先生御指摘の国内の構造改善、それと雇用の問題といふことが出てまいりますかと思います。前回の構造改善の際は、アンモニアで二六%、尿素で四六%という設備を処理いたしました。そういう中でございましたが、雇用の面では配装置換を第一といたしまして、あるいは出向あるいは事業転換を積極的に推進する、いろいろ形で、自然退職を別といたしますと、いわゆる解雇といった厳しい不幸な状態は避けることがで
きたわけでございます。
今回の構造改善は、化学工業全体が、肥料工業

のみならず石油化学等非常に敵しい状況にござりますので、より厳しい対応が迫られる可能性がありますけれども、現在国会で御審議していただきております産業構造改善の臨時措置法では、前回のいわゆる縮小、後ろ向きの設備処理という対策だけではなくて、前向きに活性化の投資をする、あるいは事業転換をする、原燃料対策を進める、こういった前向きの対策もあわせて実施するということを予定しております。また、構造改善の基本計画を策定し実施していく過程では、審議会で労働組合の代表者の方々の意見も積極的に反映していく予定です。また、労働者と緊密な連絡をとりながら、最悪の状態においても、新雇用安定法の適切な活用で、できる限り失業という形にならない対応を進めてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

そういうことを通じまして、今後数年の間の厳しい努力を通して、また政府の金融、財政、税制面の支援もあわせまして、肥料工業を、内需を基盤とした活性化された産業という形で再構築をしてまいる考え方でございます。

○竹内(猛)委員 横田肥料課長におまともお尋ねをしますが、この問題は六十肥料年度までに一定の方向を見出す、こういう形になつていていますが、いまお話しになつたような問題は、大体六十年度には見通しとしてはでき上りますか。

○横田説明員 先生御指摘のとおり、アンモニア、尿素といいます基幹的な化学肥料工業の構造改善、なからんずくその中の設備処理につきましては、アンモニアについて六十六万トン、尿素につきまして八十三万トン、あるいはそれ以上のもの、六十年度を目途に処理していくのが妥当である、こういう産業構造審議会の答申をいただいておるわけでございます。しかしながら、日本の肥料工業が本当にその時点で安定化し、かつ将来的の更新投資とか、こういったものを含めた発展の可能性を持つ産業として定着するかどうか、これは第一にはエネルギー事情にもよることでござりますけれども、率直に申し上げまして、もう少

時間はかかり得る、こう思つておるわけでござります。その意味で、先ほど申し上げました産業構造改善の臨時措置法では、法律の期限は五年間ということになつております。その中の五年間の時間を私どもとしてはできる限り利用いたしまして、そのうちの六十肥料年度までに骨格的な設備処理、こういったものを進めていく。さらに、残る時間の中で企業者間の事業提携努力とか、その他新たなエネルギー情勢への前向きの対応、こういったものを引き続き進めていくことによりまして、法律の期間内に肥料工業全体を先ほど申し上げましたような姿を持っていくようになりたい、こう考えておる次第でござります。

○竹内(益)委員 現在、下がっているものが二つあると言われていますね。一つは中曾根内閣の人気が大分下がったということ、それからもう一つは石油が下がっている。これは確実に、恐らく一バレル五ドルぐらいですか、下がっているはずですね。これが下がった部分については、肥料の原料等に対しても大きな基礎になつてゐるんですけど、当然肥料価格は下がつてしまるべきものである、こういうふうに思いますね。輸送においてもそうですね。ところがそれが下がらないといふことになるならば、その下がつた部分の差額はだれが取るのか、こういう問題になるわけですから、この点はどうなんでしょうかね。石油が下がつた、原料が下がつたというときににおけるところの肥料価格のとらえ方、あり方というのはどうなるか。でしようか。

○横田説明員 先生御指摘のとおり、現在苦境にあります化学肥料工業を初め、基礎素材産業の機造改善上の問題点は、第一次、第二次の石油ショックという原油の大幅引き上げによつてもたらされた面が非常に多いわけでございますので、今回原油がOPECのベースで五ドル引き下げて、一ドルをベースとするという決定は、基本的には関係産業にとりましても、また日本経済にとりましても大変好ましいことである、こう考えておこ

その意味で、先ほど申し上げました産業構造改革の臨時措置法では、法律の期限は五年間ということになります。その中の五年間の時間を私どもとしてはできる限り利用いたしまして、そのうちの六十肥料年度までに骨格的な設備処理、こういったものを進めていく。さらに、残る時間の中企業者間の事業提携努力とか、その他新たなエネルギー情勢への前向きの対応、こういったものを引き続き進めていくことによりまして、法律の期間内に肥料工業全体を先ほど申し上げましたような姿を持つていくようにならう。こう考

○竹内(猛)委員 現在、下がっているものが二つあると言っていますね。一つは中曾根内閣の人間が大分下がったこと、もう一つ、それからもう一つ

は石油が下がつていい。これは確実に、恐らく一
バレル五ドルぐらいですか、下がつていいはずで
すね。これが下がつた部分については、肥料の原
料等に対して大きな基礎になつていいんですか
ら、当然肥料価格は下がつてしまふべきものであ
る、こういうふうに思いますね。輸送においても

そうですね。ところがそれが下がらないと、いうことになるならば、その下がった部分の差額はだれが取るのか、こういう問題になるわけですから、この点はどうなんでしょうかね。石油が下がった、原料が下がったというときにおけるところの肥料価格のとらえ方、あり方というのはどうなんでしょうか。

○横田説明員 先生御指摘のとおり、現在苦境にあります化学肥料工業を始め、基礎素材産業の復

造改善上の問題点は、第一次、第二次の石油ショックという原油の大幅引き上げによつてもたらされた面が非常に多いわけでござりますので、今回原油がOPECのベースで五ドル引き下げて一ドルをベースとするという決定は、基本的に関係産業にとりましても、また日本経済にとりましても大変好ましいことである、こう考えてお

わけでござります。

ただ、具体的にたとえば化学肥料工業の中の一一番基幹的なアンモニア製造業をとつてみますと、実はすでに非常に高い石油系のナフサ等の原料を使うのをやめまして、たとえばLPG、こういったものにこの一、二年の間大幅に転換が進められておつたという事情が一つございます。また、これも皮肉なことに、原油が下がりますと本来はLPGも連動して下がるのが常識かと思うわけでございますが、サウジアラビアの原油の大幅減産というような中で、せっかく転換いたしましたLPGが大変な価格高騰を示しておりますと本來は少しでも若干の不安がある、こういう状態になつてしまつて、現在各メーカーは、せっかくLPGに転換いたしましたが、相次いでナフサにまた戻つておる、これが現在の状況でござります。

そういうことを踏まえて考えますと、原油の引

き下げは当然われわれにとって、価格の引き下げに通するコストの引き下げをもたらすこと期待したいわけでござりますけれども、第一点は、

その二十九ドルになりました原油の価格レベル、

それに基づくナフサの価格のレベルといふもの

が、かつての転換段階でのLPGの値段よりもな

お割り高であるということが第一。第二点は、ナフ

サの価格の方も原油の五ドル引き下げほどは下が

つていらない。最近の状況では原油一ドル分程度し

か下がつていい、こういう問題が第二点。それ

から、いろんな原料多様化等のために新たに投資

した設備の回収、こういったような問題もござい

ますので、当面直ちにコスト面、価格面での引き

下げがどのように出るかというのは即断を許さない、こう考えております。

○竹内(猛)委員 内需が余り進まないという問

題、それから輸出もそろ期待ができない、こうい

うことになると、この肥料の前途というものは非

常に暗いわけですね。そして、逆に外国からやや

国内より安いものが輸入をされてくるということ

もあるということになれば、それが一つの圧力になら

るわけでござります。

ただ、非常に高い石油系のナフサ等の原料を使つたものにこの一、二年の間大幅に転換が進められておつたという事情が一つございます。また、これも皮肉なことに、原油が下がりますと本来はLPGも連動して下がるのが常識かと思うわけでございますが、サウジアラビアの原油の大幅減産というような中で、せっかく転換いたしましたLPGが大変な価格高騰を示しておりますと本來は少しでも若干の不安がある、こういう状態になつてしまつて、現在各メーカーは、せっかくLPGに転換いたしましたが、相次いでナフサにまた戻つておる、これが現在の状況でござります。

そういうことを踏まえて考えますと、原油の引

き下げは当然われわれにとって、価格の引き下げに通するコストの引き下げをもたらすこと期待したいわけでござりますけれども、第一点は、

その二十九ドルになりました原油の価格レベル、

それに基づくナフサの価格のレベルといふもの

が、かつての転換段階でのLPGの値段よりもな

お割り高であるということが第一。第二点は、ナフ

サの価格の方も原油の五ドル引き下げほどは下が

つていらない。最近の状況では原油一ドル分程度し

か下がつていい、こういう問題が第二点。それ

から、いろんな原料多様化等のために新たに投資

した設備の回収、こういったような問題もござい

ますので、当面直ちにコスト面、価格面での引き

下げがどのように出るかというのは即断を許さない、こう考えております。

○佐々木 説明員 お答えいたします。

国際協力事業団はいろいろな分野において技術

協力をやつておりますけれども、その中の一つの

分野といたしまして開発調査という事業がござい

ます。これは、開発途上国におきましていろいろ

な分野におきまして基礎的な調査をいたしまし

て、その報告書を開発途上国政府に提出いたしま

して、何らかのお役に立つという事業でございま

す。

先生御指摘の農用地開発公団との関係につきまして御説明いたしますと、国際協力事業団がやつ

そこで、農用地開発公団の法案を審議するとき

に、外務省と関連がある国際協力事業団の協力で

農用地開発公団が提携といいますか、海外に開発

協力をするといふことで、たしか七名の職員が海

外に出ていたはずです。これはまだ調査に出で

いるわけだから、直ちに開発をして云々といふこ

とにはならないと思いますが、ブラジルと東南ア

ジアのたしかインドネシアだと思つたが、そ

こへ出でているはずです。そこでいま進めているのが主として農用地開発公団の仕事ですから、その先の方は当然農業開発で現地の生産を高めて、現地の農産物の収穫を高めていく。そして現地が豊かになると同時に、それには機械とか技術とか肥料、農薬等が農業の場合には必要になるだろう。あるいはそれに対する資材等も必要になるでしょう。中国にしても、いままで日本の協力によっていろいろなプランができるわけですから、もちろん、それが生産が始まつたということであれだけの広い場所でいまぐらいの生産力ではとうてい肥料の全需要量には及ばない、こう思いますけれども、もう少し近代化が進めばさらに必要になるのではないかと思ひます。

そこで、外務省をお伺いするわけですが、まだそこまで話が前進をしていないかもしれません

が、現在の国際協力事業団の仕事の中でいま私が申し上げたような問題について考へているのかどう

うのか、その辺は外務省としてはどうなんですか。

○佐々木 説明員 お答えいたします。

国際協力事業団はいろいろな分野において技術

協力をやつておりますけれども、その中の一つの

分野といたしまして開発調査という事業がござい

ます。これは、開発途上国におきましていろいろ

な分野におきまして基礎的な調査をいたしまし

て、その報告書を開発途上国政府に提出いたしま

して、何らかのお役に立つという事業でございま

す。

○横田 説明員 物とあわせて技術、そういう面

でも協力していこうということでござります。

○竹内(猛)委員 そこで、海外においてかなりむ

ずかしい問題があるとすれば、これは国内におい

て消費を拡大していくということ以外にはないと

ております開発事業の中で、民間のコンサルタン

ト会社を通じましてやる調査が多いわけでござい

ますけれども、民間の会社では手に負えないよう

あります。

○横田 説明員 率直に申しますと、ジレンマの面

つきまして、私ども通産省と申しますよりも、

日本政府といたしまして、伝統的市場でございま

したマレーシア、インドネシア、こういったところに円借款の供与という経済協力の形態で化学肥料プラントの建設を支援しておる実態があるわけ

でござります。これはもとより日本の産業、経済

全体から見ますと、プラント輸出という形での効

果はあるわけでござりますし、また、日本が協力

しなければ、その差額途上国はどうしてもそうい

う設備なり工場が欲しいわけでござりますから、

日本以外の国の支援を求めてでも建設するとい

うことがあります。

そういう意味で、私ども、肥料工業にとりまし

ては、海外の需要も含めてより多くの需要が確保

できることが望ましいのはもとよりでありますけ

れども、より総合的に判断いたしますと、海外の

そういう農業開発等のための肥料工場の建設ある

いは改良、こういったことに対しては積極的に支

援していくべきものと考えております。ついせん

だつても中国の化学工業部の部長以下が通産省に

も来られましたが、そういう各国の固有の事情に

基づく必要性については積極的な支援、温かい目

で見ていく必要があるうか、こう考えておりま

す。

○竹内(猛)委員 物で、肥料という製品でやるよ

りも、技術なり施設で協力していこう、こういう

考え方ですね。

○横田 説明員 外務省の方はよろしいです。ありがとうございました。

○竹内(猛)委員 公團が考へている問題が、もし農用地であり、肥

料なり農業なり機械なりというものがそこへ出で

いくという形に対する考え方に対する考へては、何か討

議したことありますか。

は、青森県や北海道の本当に純農村地帯にある農場、これは経済性としては非常に困難かもしれない。しかし、そこにいる人たちは農業で物を生産して、農協の運営をするほかはない。ところが、高松の農協のように都市と農業が混合している混合型の農協がある。そうかと思えば、練馬のように、もう練馬大根があるかどうかわかりませんが、これはほとんど土地と保険で金はいっぱい持っている。こういう農協がある。それが同じような形で運営されるということについては、どうも余りいいことじゃないと思うけれども、そこらはもうすでに整理をされていると思うが、その辺のことはどうなっているのか。

幾つか質問をしたわけですが、その点についてそれぞの担当から答えていただきたい。

○佐野(玄)政府委員 お答えいたしました。

農協の各段階別の機能、それから同じ段階でありますとしても、地域的な格差によって農協が対応すべきニーズがそれぞれ地域ごとに違つておるはずではないか、確かに大変ごもつともな御指摘であると思います。

私どもいたしましては、やはり先生御指摘のようだ、最末端で農民と直接接觸する仕事をやつてもうところは、何といつても農協の系統事業の基本であるべきものでありますから、そういう意味で、いやしくも単協段階で働いている人がその役回りからいつて一番損だというようなことがあってはいけないと思っているわけであります。

したがいまして、たとえ農協の職員の段階別の賃金格差の問題でございますが、これにつきまして、確かに全国連、県連、単協、まずそれぞれの所在地域によってどうしても、全国連の方がそれ以外の段階よりも、県連、単協よりも、県連はまた単協よりも都市的な場所に立地いたしますから、そういう地域的な事情あるいは職員の学歴構成とか職種の違いとかいうこともございますので、一概には論じがないでござりますが、ただ、現状ではだんだん全国連と単協との間の賃金

格差というのも縮小してきております。ちよつと数字を申し上げますと、昭和四十五年当時は、単協の給与水準を一〇〇といたしますと県連が一二二、全国連が一六五という状態だったのをございますが、一番最近、昭和五十六年の数字で見ますと、単協段階一〇〇に対して県連の段階一一一、全国連の段階が一五三ということできなり縮小してきておるわけであります。私ども、こういふのは系統三段階のあり方から見て本来望ましい方向であるというふうに考えております。

それから、段階ごとの人事交流の問題について先生言及をなさいました。これは系統におきまして、それぞれの段階相互間ににおいて、研修を目的とする人事交流などについては、いろいろ出向したり出向者を受け入れたりという形で工夫をしておるようでございまして、一例を挙げますと、たとえば昨年度全農について見ますと、県連から五十二名の職員を全農が受け入れて全農で仕事をしてもらう、全共連の場合は十五名受け入れるというようなことをそれぞれ工夫してやっておるようでございます。これは、該当する職員の身分、雇用関係に関することでもございませんので、なかなか役所が指導するということになじみにくい分野ではございますが、私どもとしては、農協が努めてこの種の問題に心を配つて取り組んでくると、生産力を低くなつてきて、生産力が強くなることがありますね。そこで、土壤をどう強くするのか、よくするのか、土壤がよくなければいい物ができるといふことになりますから、そこで耕土培養法という法律がありますが、これに手をつける考え方があるかないか。これは政務次官の方へ尋ねなければいけないと思いますが、もう時間も来たから政務次官からもひとつこの点についてお答えをいただきたい。

それからもう一点は、先ほど生産者の側に立つた肥料の問題、それからそれを受けている消費者の側、そしてそれを運搬する、中間である、もちろん生産者の立場に立つておるわけですが、全農の手数料の問題について、生産者から全農に渡つて金農から単協に於ける手数料と、商系が取り扱う手数料のことについてはまだ報告がなかつたわけですから、これも報告をしてもらいたい。

それから地域間格差の問題につきましては、なかなか行政をもつてうまく対応しがたい問題でござりますが、ただ、私ども見ておりまして、やはり北海道とか青森とかいう地帯の農協と都市近郊の農協と、それぞれ置かれた客觀情勢の違いに対応するように理事役職員が工夫をしながら、それぞの地域にふさわしい事業展開をやってくれているように思います。むしろ問題は、その都市近郊地帯においてそういう環境に見合つた事業展開をしていくことと農協のあるべき理念というもののとの間にとくに乖離が生じがちであるという事態をどうやってこなしていくかということが、い

ま直面している問題なのではないかというふうに感じておるところでございます。

○竹内(猛)委員 ここでもう時間が来たから、

と二、三問まとめて答弁をしていただきたいわけですが、先ほどの倉庫の問題についてはまだ答え

がないのですが、倉庫をこういう状態でいつま

でもあけておくことは適当じゃないのじやな

いかという点についてひとつ答えをもらいたい。

それから、土壤が、人手不足、兼業というこ

とが、普通肥料、購入肥料を中心が置かれて、有機

質の堆肥等々が余り入らない、そのためだんだん悪くなつてきていて。生産力が低くなつてきて、それが、人手不足、兼業といふこと

もあげておくことは適当じゃないのじやな

いかという点についてひとつ答えをもらいたい。

それから、土壤が、人手不足、兼業といふこと

もあげておくことは適当じゃないのじやな

いかという点についてひとつ答えをもらいたい。

それから、土壤が、人手不足、兼業といふこと

もあげておくことは適当じゃないのじやな

いかという点についてひとつ答えをもらいたい。

それから、土壤が、人手不足、兼業といふこと

もあげておくことは適當じゃないのじやな

いかという点についてひとつ答えをもらいたい。

○山崎委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 肥料取締法の一部改正の二、三の問題について、この機会に農林当局のお考えをただしておきたいと思います。

いまも竹内委員の方から、最近の肥料の需給状況についての御質問がありまして、生産関係は御承知のように不況業種の指定を受けて昔の姿はどこへ行つたか、こういう状況になつておるわけでありますし、需要の方も一%伸びるのかマイナスになるのか、こういう状況で、肥料業界というのは需給とも大変見通しが厳しい、こういうことだと思うわけです。しかし、化学工業は技術革新で非常に複雑になつて高度化をしてまいりまして、これに伴う廃棄物など多岐にわたりて、取締法の一部改正の一つの背景になつておるような状況も出てきて、肥料の種別そのものは非常に多様化してきている、こういう特徴があるわけあります。が、こういう状況を踏まえて、今後の農林水産省の肥料政策を進めるに当たつて、基本的にどういう点を押さえて進めていくお考えか、まず前提としてこの点をお聞きをしておきたいと思います。

○植橋政府委員 今後における肥料政策の推進に当たつての基本的な考え方はどういうことかといふが、こういう状況を踏まえて、その安定的な供給を確保することが肥料政策の基本だとうふうに考えております。

今後においても、このような考え方に基づきまして、改正後の肥料取締法の適正な運用等により、肥料の品質の保全、公正な取引の確保、価格の安定、需給の円滑等に努めてまいりたい、このような考え方でござります。

○田中(恒)委員 後でいろいろお聞きをいたしましたが、前提に二つ三つお尋ねをしておきます。

この肥料取締法の一部改正の中で、幾つかの問題について一つの基準のようなものについてお伺いをしておきたいと思うのですが、それは、今までの改正で事務を簡素化するために従来の登録制から届け出制に変えていくということにつきまし

て、いわゆる指定配合肥料というものができるわけがありますが、この指定配合肥料については農

林省令で決める、こうしたことになつております

が、その基準となるべきものは一体何か、これが

一つです。

それから、登録がこれまで三年であつたものを

六年に延長をするという肥料が幾つかあるわけですが、この六年に延長するいわゆる普通肥料はどういう基準のものなのか。

三番目は、登録申請書の記載事項に植物に関する栽培試験の成績を追加する肥料、これも後で省

令で指定するということになつておるわけです

が、その考え方是一体どういう肥料なのか。

この三つは、いずれもこの法律の制定後省令で決めるということになつておるわけですが、その省令で決める場合に、どういう条件というか、種別のものをそれぞれ決めていくのか、その点をまづこの委員会で明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○古谷政府委員 まず、指定配合肥料の関係でござりますけれども、これは登録を受けました普通肥料のみを原料として配合した肥料、こういうものを見て対象としたいたいと考えております。

ただ、具体的な省令の制定に当たりましては、肥料のみを原料として配合した肥料、こういうものを見て対象としたいたいと考えております。

たゞ、一つとしましては液状の肥料を配合するもの、それから一番目に、農業などの異物を混入するものなどは品質保全に万全を期する観点から除外したい、そういう形で定めたいというふうに思つております。

こういう考え方で省令を定めますと、現行の公定規格の中でのいわゆる第一種複合肥料というのがございますが、このうちの一部など、十四の種類に属する肥料の一部が該当するというふうに考

えております。全体で有効登録数の約四割がこれに

なるということです。

それから、有効期間を六年に延長する肥料でござりますけれども、これにつきましては、生産方

法が安定しておりますが、当該種類に係ります公

定規格を相当期間変更する必要がないというふう

なものを考えております。

具体的には、化学式であらわされます单一化合物、たとえば尿素みたいなものでございますし、

それから天然鉱物を酸または熱分解したもの、これは過磷酸石灰というふうなものがござります。

それから、天然の動植物を粉碎したもの、たとえば魚かすの粉末、なたね油等、そういうものを考

えておりまして、このよくな考え方に基づきますと、現行の百十八の種類のうち約半数が六年に延長される肥料の種類になるのではないかというふうに思つております。

それから三番目に、植害試験を義務づける肥料、これにつきましては、近年増加しております副産物等を利用した肥料、これがふえてきました。その中で、原料なり生産工程、成分形態というものがいろいろ多岐にわたりております。

たゞ、いろいろな部類にわたっておりますと公定規格で全

がいろいろな部類にわたつております。

それから、天然の動植物を粉碎したもの、たとえば魚かすの粉末、なたね油等、そういうものを考

えておりまして、このよくな考え方に基づきます

と、現行の百十八の種類のうち約半数が六年に延長される肥料の種類になるのではないかというふうに思つております。

それから、天然の動植物を粉碎したもの、たとえば魚かすの粉末、なたね油等、そういうものを考

えておりまして、このよくな考え方に基づきますが、この有機入り化成というものがはあるわけであります。が、この有機入り化成というものは、一体どういものなのか、どうい

う規格に基づいてなされておるのか。この点、ち

うとお知らせいただきたいと思うのです。

○古谷政府委員 いまお話しのよう、最近農家の間で有機質に対する志向が高まってまいりましたが、その志向が高まつてまいりまして、いわゆる有機質のものを入れました肥料、

こういうものの使用がふえておるわけでございま

す。具体的には、配合に使用されるものでござい

ます。が、有機原料として、魚粉なり植物の油か

す、骨粉、そういうものがその中心になつておる

わけでござります。

そこで、この有機配合肥料には、単純に原料を

まぜ合わせますいわゆる配合肥料と、そのほかにいま御質問の化成肥料というものがあるわけでございまして、化成肥料というのは、一定の化学的

変化を起こさせる、そういう製造過程の中に有機質を入れまして製造される複合肥料というものでござります。

そこで、この有機配合肥料には、単純に原料を

まぜ合わせますいわゆる配合肥料と、そのほかにいま御質問の化成肥料というものがあるわけでございまして、化成肥料というのは、一定の化学的

変化を起こさせる、そういう製造過程の中に有機

質を入れまして製造される複合肥料というものでござります。

○田中(恒)委員 実は、この配合肥料の原料の割

合、成分をはつきりしたらどうか、こういう声が

前からあつて、いろいろ問題になつてきましたが

あります。が、保証票などの中に窒素、カリ、磷酸のそれぞれの割合などは載せておるわけですが

ども、こういうふうに有機質がどんどん入つてくれるということになつていくと、その有機質、つまり原料名、その原料の窒素なり磷酸なりの配合の割合、こういうものがわからぬとこれを使う方

も指導する方も非常に戸惑う、そういう声が大分

高まつてきております。

私は、いまここに生産業者の保証票の幾つかを

持ってきておりますが、これは二十キログラム入

りのミカンの有機入り配合一号というものですけれども、これを見ましても、たとえば窒素の全量が一〇%ということになつております。そのうちアンモニア性窒素が一・五%，こうなつておるのです。あと八・五%というのが実は有機質といふことなんですが、これがさっぱりわからないわけですね。あと磷酸が七・〇、カリの全量八・〇、こういうふうに書いてあるわけですが、問題は、この一〇・〇の窒素の中で、アンモニア性の窒素を除いた八・五のいわゆる有機質といふものが一体何から出でておるのか。いまおっしゃられた魚粉であるとか、いろいろありますね。何から出でておるのかわからないので、この内容をはつきりしてくれ、こういう声が非常に強いわけです。これは農家にも強いし、特に肥料の指導をやつておる技術者陣営の中に非常に強い。これは、一つは施肥設計をする場合に、それがわからないと適正な指導ができないということ。それからいま一つは、価格面で、御承知のように肥料価格安定措置法でもつて窒素、磷酸、それぞれの価格がわかるわけで、公表されておるわけです。計算すればすぐ出てくるのだけれども、この有機の問題がはつきりしてないものだから計算をしてもどうもわからない。何か非常に高いものを使つておるのだろう、こういうことなんですね。これが粗悪になって、また何かごまかしがあるのではないかとか、こういう声がやはりなきにしもあらずなんですね。ですから、この内容の明示をしてほしい、こういう声が非常に強いわけですが、この点については、この法改正の中はどういう取り扱いをし、今後どういうふうに指導していくつもりか、この点を明らかにしておいてほしいと思うのです。

○小島(和)政府委員 御指摘ございました有機入り配合と申しますが、それの原料表示の問題でございますが、今後、その必要性を見きわめながら検討いたしたいと考えておるところでございます。

ただ、有機原料につきまして、その原料の割合

まで表示させるということになりますと、御承知のように、現在の肥料の取り締まり制度は有効成分保証ということを生命としておるわけでございまして、その割合をいわば固定してかかりますから、その割合をいわば固定してかかりますと、原料 자체がかなり有効成分に振れるあるものでござりますから、その都度有効成分、保証成分を変えてまいらなければならないという問題がありますから、その割合をいわば固定してかかりますと、原料 자체がかなり有効成分を保証する肥料でござりますが、どういう有効成分を保証する肥料であるかということによって肥料の銘柄が決まってくるという性格でござりますから、その配合割合を固定してかかるということはなかなかむずかしいというふうに考えておるわけでござります。今回、改正によりまして保証票の記載事項の中に「その他省令で定める事項」というのが追加されましたので、配合いたしました原料の肥料の名称を、できれば配合割合の多い順にこれを記載させるということによりまして、御要望のかなりな部分にはおこたえできるのではないかかように考えております。

また、価格の問題でございますが、これは有機、無機を問わず、その原料肥料の価格動向によつておるのだろう、こういうことなんですね。これが粗悪になって、また何かごまかしがあるのではないかとか、こういう声がやはりなきにしもあらずなんですね。ですから、この内容の明示をしてほしい、こういう声が非常に強いわけですが、この点については、この法改正の中はどういう取り扱いをし、今後どういうふうに指導していくつもりか、この点を明らかにしておいてほしいと思うのです。

○田中(恒)委員 私は技術的にそれほど専門家ではありませんで、素人ですが、ただ、有機入り配合といふものは、先ほど余り細かい答弁はなかつたわけですが、私の調べでは、たしか有機体窒素

が〇・一%以上含まれておれば有機という名称をつけたのもよろしい、こういうことになつておると思うのです。この〇・一%というものが余りにも少ないのじやないか。いま、ともかく有機質を土壤へというかけ声、このキャッチフレーズというものは案外効くのです。ですから、何でも有機肥料だという形で、ますます多様化の度に拍車をかけるわけでございます。ただいまの肥料の登録は、これは届け出制度になりましても扱いは同じでござりますが、どういう有効成分を保証する肥料であるかといふことによって肥料の銘柄が決まってくるという性格でござりますから、その配合割合を固定してかかるということはなかなかむずかしいといふように考えておるわけでござります。

今回、改正によりまして保証票の記載事項の中に「その他省令で定める事項」というのが追加されましたので、配合いたしました原料の肥料の名称を、できれば配合割合の多い順にこれを記載させるということによりまして、御要望のかなりな部分にはおこたえできるのではないかかように考えております。

たくの方でやるあれを去年も変えられたけれども、またそのうち検討するんだと思いますが、一回十分に検討していただいて、有機肥料という以上はそれなりの内容を持つたものにしていくといふ方向を考えるべきじゃないか、こういうように考えておりますが、いかがでございましょうか。

○小島(和)政府委員 ただいまお話をございました有機入りとすることを表示いたしております際の成分でござりますけれども、これは、多分、化成肥料を問わず、その原料肥料の価格動向によつておるのだろう、こういうことなんですね。これが粗悪になって、また何かごまかしがあるのではないかとか、こういう声がやはりなきにしもあらずなんですね。ですから、この内容の明示をしてほしい、こういう声が非常に強いわけですが、この点については、この法改正の中はどういう取り扱いをし、今後どういうふうに指導していくつもりか、この点を明らかにしておいてほしいと思うのです。

○田中(恒)委員 先ほどの局長の答弁で、大体こういうふうに理解していいのですか。今度の法改正で、この指定配合肥料については、少なくとも他の配合肥料なり有機化成なり、いろいろとたくさんあります。そういうものについてもできるだけ使っておる原料名を大きい順から載せていくといふふうに理解してよろしいのですか。

○小島(和)政府委員 ただいまのお話の中で、指定配合肥料につきましては登録は行わないことになりますけれども、検査は登録肥料と同じように行うわけでござりますので、届け出がありました内容の肥料と実際に売られておるものとの整合性といたしましては、これまで同様、原料の収去その他のによりまして正しい内容のものが売られておるかどうかチェックする、その点は全く同じでございます。

それから、ただいまの表示の問題につきましては、お話をございましたような意味で、内容がどういうものであるかということをせめて使用量の多い順ぐらいに表示させるということによって、厳密な使用割合とまではまいりませんが、使用者の方の側でそれぞれの配合されております原料の肥料の特性というものを判断しながら購買の選択ができるというようなことにしたらいかがであるうか、かようて考えておりまして、これから法律施行段階におきましてさらにその点は詰めてまいりたいと考えております。

○田中(恒)委員 次に、肥料取締法の規制を受けない土壌改良資材というものがこれまで最近非常にはやつておるわけであります。この土壌改良資材についてはどういう見解を持っていらっしゃるか、まずここから。

○小島(和)政府委員 土壌改良資材の中には肥料としての効果も持つておるというものがございま

して、それは肥料として肥料取締法の対象になるわけでござります。たとえて申しますと、炭カルのようものはそれに該当するわけでござります。

ところが、御指摘ございましたように、最近、その改良目的に応じまして非常に多種多様のものが出てまいりました。その中には果たして効能書きどおりの効用があるのかどうか、こういう問題のあるものも出てまいりておるわけでございまして、その結果に基づきまして農家に対しても適切な指導をいたしておるわけでございますが、私ももといたしましても、できるだけこの問題についての意見を蓄えまして、都道府県の指導に当たりまして必要な情報が十分得られるように努めておるところでござります。

具体的なお話として申し上げますならば、五年度から土壤改良資材の検定方法、さらにはその検定基準といふものを確立するための品質管理システム開発をやっておりまして、その成果がで上りますのを見守つておるところでございますが、こういったことを踏まえまして、さらに肥料以外の土壤改良資材について、農業者が品質のよいものを選択できるようにするためにどういう仕組みを考えればいいのかという行政上の必要な措置といふものについてこれから検討をいたしまりたい、かよう考へております。

○田中(恒)委員 農林省もどの程度あるかといふことで一度調査しておるようですが、恐らく農林省が調べたものよりも相当多いものがいろいろな形で出回つておるようです。

私は、肥料とは何かといふ肥料の定義でございますが、この問題についていま一度根本的にいろいろ検討してみる必要があるんじやないか、実はこういう気がするわけです。つまり、取締法が言つておる肥料というのは、植物の栄養といふ視点を中心にして土壤に供せられるもの、植物体そのものに供せられるもの、それから土壤の化学的変

化をもたらすもの、この三つを言つておるわけで

すね。この土壤改良資材といふものは土壤の生物的変化といふものに目を向けておるわけですね。

土壤改良資材の方がまだ混沌とした状態であると

いふ

意味

おきましては、何らかの施策の必要性

で、ある程度使い込んで初めて効果が出てくると

いうものを痛感いたしておるわけでございま

す。

う資材、中にはいま局長が指摘されたように肥料に該当するものもあるわけですから、これ

がこれから新しい肥料と土壤の関係の中である意味では重要なのじやないか。この土壤の中に虫がどれだけ動いておるのか、生殖、どれだけ大きくなっているのか。そういう意味では、肥料の定義がどうこうということになつていくとなかなか大変なんでしょうが、やはり何らかの規制措置といふか、これについてのきちんとした行政指導の方針を持たないと、肥料取締法が、明治ですか、制定をされたころ、あるいは戦後混乱したときに新しい肥料法ができたころ、いずれもいろいろな異物を入れさせないとか、あるいは間違った悪質なもののが横行したとか、本来こういうことからこの肥料取締法といふものが制定をされておるわけであります。今日の状況の中では改良資材の中に入りますが、今日の状況の中では改良資材の中に入りますが、肥料を使つた場合

まりといふことになりますと、ただいま肥料につけて行つておりますように、たとえばアンモニア性の窒素がどれだけ入つておれば肥料としてどの程度の効果があるとか、あるいは磷酸、その中に水溶性磷酸、枸溶性磷酸がござりますが、そ

ういうものが何%入つておればどれくらい効くもの

かといふことについてある程度分析して調べる方

法もできておりますれば、その肥料を使つた場合

にどういう作物にどの程度効果があるかといふこ

ともほぼ見当はつくわけでござります。したがい

まして、今後この新しい土壤改良資材について何

らかの規制措置を行うということになりますけれ

ば、そういう資材の持つております属性を調べる

ことによってその効能をある程度判定できる、そ

のための検定の方法ないしはその検定の物差しと

いうものをつくつしていく必要があるということを

先ほど申し上げたつもりでござります。

そういう仕組みになつてしまりますと、ただい

ま申し上げましたその検定方法、検定基準の確立

とあわせて、制度的な対応をどうするかとい

う面も含めまして今後検討いたしまして、できるだけ速やかに結論を得たい、このように考へてお

ざります。

○田中(恒)委員 この土づくりの問題は、やはり農業経営の根本になる問題だと思うのです。これが、農協が入つておりますが、業界、農家、こういう形で個々に動くだけで済まずに、地域全体として、それぞれの地域の町の土壤をどうしていくかという問題について、やはり地域計画として考えていかなければいけない時代になつておるのじやないか、こう思うのです。そういう意味で、都市ごみのコンポストの問題とか機質のセンターで

す。ただ、肥料の場合と異なりまして、土壤改良

資材の多くは即効的な効果が余り期待できません

と

いう意味におきましては、何らかの施策の必要性

で、ある程度使い込んで初めて効果が出てくると

いうものを痛感いたしておるわけでございま

す。

う資材、中にはいま局長が指摘されたように肥料に該当するものもあるわけですから、これ

がこれから新しい肥料と土壤の関係の中である意味では重要なのじやないか。この土壤の中に虫がどれだけ動いておるのか、生殖、どれだけ大きくなっているのか。そういう意味では、肥料の定義がどうこうということになつていくとなかなか大変なんでしょうが、やはり何らかの規制措置といふか、これについてのきちんとした行政指導の方針を持たないと、肥料取締法が、明治ですか、制定をされたころ、あるいは戦後混乱したときに新しい肥料法ができたころ、いずれもいろいろな異物を入れさせないとか、あるいは間違った悪質なもののが横行したとか、本来こういうことからこの肥料取締法といふものが制定をされておるわけであります。今日の状況の中では改良資材の中に入りますが、肥料を使つた場合

まりといふことになりますと、ただいま肥料につけて行つておりますように、たとえばアンモニア性の窒素がどれだけ入つておれば肥料としてどの程度の効果があるとか、あるいは磷酸、その中に

ところが、その資材そのものの何らかの取り締まりといふことになりますと、ただいま肥料につけて行つておりますように、たとえばアンモニア

性の窒素がどれだけ入つておれば肥料としてどの程度の効果があるとか、あるいは磷酸、その中に

は水溶性磷酸、枸溶性磷酸がござりますが、そ

ういうものが何%入つておればどれくらい効くもの

かといふことについてある程度分析して調べる方

法もできておりますれば、その肥料を使つた場合

にどういう作物にどの程度効果があるかといふこ

ともほぼ見当はつくわけでござります。したがい

まして、今後この新しい土壤改良資材について何

らかの規制措置を行うということになりますけれ

ば、そういう資材の持つおります属性を調べる

ことによってその効能をある程度判定できる、そ

のための検定の方法ないしはその検定の物差しと

いうものをつくつしていく必要があるということを

先ほど申し上げたつもりでござります。

そういう仕組みになつてしまりますと、ただい

ま申し上げましたその検定方法、検定基準の確立

とあわせて、制度的な対応をどうするかとい

う面も含めまして今後検討いたしまして、できるだけ速やかに結論を得たい、このように考へてお

ざります。

○小島(和)政府委員 私どもも、肥料そのものに

つきましてはもう大変体系的に取り締まりの秩

序ができ上がっておりまして、また、製造側にお

ります。

○田中(恒)委員 この土づくりの問題は、やはり農業経営の根本になる問題だと思うのです。これが、農協が入つておりますが、業界、農家、こういう形で個々に動くだけで済まずに、地域全体として、それぞれの地域の町の土壤をどうしていくかという問題について、やはり地域計画として考えていかなければいけない時代になつておるのじやないか、こう思うのです。そういう意味で、都市ごみのコンポストの問題とか機質のセンターで

す。ただ、肥料の場合と異なりまして、土壤改良

資材の多くは即効的な効果が余り期待できません

と

いう意味におきましては、何らかの施策の必要性

で、ある程度使い込んで初めて効果が出てくると

いうものを痛感いたしておるわけでございま

す。

う資材、中にはいま局長が指摘されたように肥料に該当するものもあるわけですから、これ

がこれから新しい肥料と土壤の関係の中である意味では重要なのじやないか。この土壤の中に虫が

どれだけ動いておるのか、生殖、どれだけ大きくなっているのか。そういう意味では、肥料の定義が

どうこうということになつていくとなかなか大変

なんでしょうが、やはり何らかの規制措置とい

うか、これについてのきちんとした行政指導の方針

を持たないと、肥料取締法が、明治ですか、制定

をされたころ、あるいは戦後混乱したときに新し

い肥料法ができたころ、いずれもいろいろな異物

を入れさせないとか、あるいは間違った悪質な物

が横行したとか、本来こういうことからこの肥料

取締法といふものが制定をされておるわけであります。今日の状況の中では改良資材の中に入りますが、肥料を使つた場合

まりといふことになりますと、ただいま肥料につけて行つておりますように、たとえばアンモニア

性の窒素がどれだけ入つておれば肥料としてどの程度の効果があるとか、あるいは磷酸、その中に

は水溶性磷酸、枸溶性磷酸がござりますが、そ

ういうものが何%入つておればどれくらい効くもの

かといふことについてある程度分析して調べる方

法もできておりますれば、その肥料を使つた場合

にどういう作物にどの程度効果があるかといふこ

ともほぼ見当はつくわけでござります。したがい

まして、今後この新しい土壤改良資材について何

らかの規制措置を行うということになりますけれ

ば、そういう資材の持つおります属性を調べる

ことによってその効能をある程度判定できる、そ

のための検定の方法ないしはその検定の物差しと

いうものをつくつしていく必要があるということを

先ほど申し上げたつもりでござります。

そういう仕組みになつてしまりますと、ただい

ま申し上げましたその検定方法、検定基準の確立

とあわせて、制度的な対応をどうするかとい

う面も含めまして今後検討いたしまして、できるだけ速やかに結論を得たい、このように考へてお

ざります。

○小島(和)政府委員 私どもも、肥料そのものに

つきましてはもう大変体系的に取り締まりの秩

序ができ上がっておりまして、また、製造側にお

ります。

○田中(恒)委員 この土づくりの問題は、やはり農業経営の根本になる問題だと思うのです。これが、農協が入つておりますが、業界、農家、こういう形で個々に動くだけで済まずに、地域全体として、それぞれの地域の町の土壤をどうしていくかという問題について、やはり地域計画として考えていかなければいけない時代になつておるのじやないか、こう思うのです。そういう意味で、都市ごみのコンポストの問題とか機質のセンターで

す。ただ、肥料の場合と異なりまして、土壤改良

資材の多くは即効的な効果が余り期待できません

と

いう意味におきましては、何らかの施策の必要性

で、ある程度使い込んで初めて効果が出てくると

いうものを痛感いたしておるわけでございま

す。

う資材、中にはいま局長が指摘されたように肥料に該當するものもあるわけですから、これ

がこれから新しい肥料と土壤の関係の中である意味では重要なのじやないか。この土壤の中に虫が

どれだけ動いておるのか、生殖、どれだけ大きくなっているのか。そういう意味では、肥料の定義が

どうこうということになつていくとなかなか大変

なんでしょうが、やはり何らかの規制措置とい

うか、これについてのきちんとした行政指導の方針

を持たないと、肥料取締法が、明治ですか、制定

をされたころ、あるいは戦後混乱したときに新し

い肥料法ができたころ、いずれもいろいろな異物

を入れさせないとか、あるいは間違った悪質な物

が横行したとか、本来こういうことからこの肥料

取締法といふものが制定をされておるわけであります。今日の状況の中では改良資材の中に入りますが、肥料を使つた場合

まりといふことになりますと、ただいま肥料につけて行つておりますように、たとえばアンモニア

性の窒素がどれだけ入つておれば肥料としてどの程度の効果があるかといふことについてある程度分析して調べる方

法もできておりますれば、その肥料を使つた場合

にどういう作物にどの程度効果があるかといふこ

ともほぼ見当はつくわけでござります。したがい

まして、今後この新しい土壤改良資材について何

らかの規制措置を行うことになりますけれども、

その意味で、地域複合生産と申しますが、さ

ればといって、從来のように個別經營の中で堆肥

を生産するということをやらせることにも一つ

問題があるような気がいたします。

その意味で、地域複合生産と申しますが、さ

ればといって、從来のように個別經營の中で堆肥

第一類第八号 農林水産委員会議録第十一号

また、そういう比較的広い区域の地域複合といふことがなかなかむずかしい、もっと小さな集団等におきましては、堆肥肥づくりのための簡易な施設、機械というものを生産集団に対する助成の形で実施させるというふうなものもございまして、それらの事業を活用いたしまして、農家の規模を超えて地力の維持、向上のための施設的な対応ということをやつておるわけでござります。

昭和五十八年四月十九日

産業の副産物で重金属類を含むものが出てまいりましたので、土地の汚染防止というふうな観点もございまして、重金属類の含有量についての規制措置を設けております。しかし、その肥料成分自体につきましては取締法上規制をしないというのがたてまえでございます。

○小島(和)政府委員 肥料価格安定等臨時措置法は、農業及び肥料工業の健全な発展を目的としたしまして、昭和三十九年の七月に五カ年の限時立法としてでき上がったものでございますが、その後、三回の延長を経て今日に至っております。したがいまして、明年の六月をもちまして、二十年にわたってこの制度が存続をしたということになります。

お話をございましたように、その先どうするのかという問題につきましては、最近の肥料の需給あるいは価格、さらには肥料工業の抱えております構造上の問題なども踏まえまして、今後検討する所存でございますが、すでに私どもの方と通商産業省の基礎産業局の方でつくっております肥料対策協議会という場におきまして検討を始めておるところでございまして、その結論を待つて対処することにいたしたいと存じております。

〔亀井(善)委員長代理退席、委員長着席〕
ただ、一般的な状況として申し上げますならば、この法律ができました 당시に比べまして、幾つか事情が変わっておる点があるわけでござります。

○田中(恒)委員 努力いたしたいと考えております。
それから、これも一遍検討して
事に対し行われるということになつております
が、これは全国的なかどうか。私も十分承知を
してない筋があるのですけれども、できるだけ簡
便にということもこの法改正の事務手続の一つの
ねらいになつておるわけです。特殊肥料の届け出
は、法律的には代表者の名前であるとか住所であ
るとか品名であるとか、その程度でいいといふこ
とですが、実際は、大半が試験結果の分析表とい

○小島(和)政府委員 特殊肥料の制度は、農業者が長年の経験ないしは五感による識別によりまして大体どんな内容の肥料なのかということが見当がつく、あわせてまた、肥料の価値が有効成分によって決まるという性格のものではない、こういったものを対象にいたしまして特殊肥料といたしました。これについては、有効成分の保証とう、先ほど来申し上げております現在の取締法の一番骨格となる制度の適用外にいたしておるわけでござります。

○田中(恒)委員 いろいろな資材が上昇しております中で、肥料価格は、この数年来、御承知のよくなことで比較的の安定、むしろ下がりぎみ、こういう傾向を示しておるわけです。また、それはそれで関係業界にまた一つの問題を出しておるのだと思いますが、この肥料価格の安定等の臨時措置法ですね、これは五十九年で、時限立法で切れるということではあります、生産者である業界と全農が団体交渉というか、話し合いで価格を決めていく、こういう方式は非常にいい制度ではないか、こういうふうに思っております。

まず第一には、この法律の中身は、全農が特定肥料のメーカーと価格取り決めができるということが一つの内容、いま一つは、肥料の一元輸出体制をとる、そのことによりまして国際的な競争力も強めてまいりますし、同時に、業界の安定も願つて、この二つが柱になっておるわけでござります。昨年の六月をもしまして、長年続いてまいりました疏安輸出株式会社、これが輸出の窓口団体であったわけあります、特殊法人整理といふ政府の統一的な方針に基づきまして解散をいたしておるわけでございます。したがいまして、

と。あるいは化学堆肥というのを、こつちもやつておるのでですが、これもやはり肥料の方の分析をやればいいので、つまり窒素が幾ら、燐酸が幾らあつて、カリウムが幾らあるかを見ればいいと思ふのですが、やはりこれにカドミウムとか砒素とかあるいは水銀とか、こういうものをやっておるのですね。こういうものは、両方二つに分けてやればそれでいいのじやないか、これも私の聞いた技術者の指摘点なんですね。これは一遍検討しておいていただきたいと思います。いかがですか。

○小島(和)政府委員 特殊肥料の制度は、農業者

ただし、御指摘がございましたように、この制度の本來的な性格からいえば、特定の有害成分の規制は別といたしまして、肥料としての成分を調べたり保証したりというふうな性格のものはございませんから、使用上の指導については別途の手段によることといたしまして、届け出に当たって過剰な申請データをつけさせるというふうなことは適切でないというふうに考えておりますので、都道府県ともよく相談をいたしまして対処いたしたいと思います。

○田中(恒)委員 いろいろな資材が上昇しております

産業省の基礎産業局の方でつくっております肥料対策協議会という場におきまして検討を始めておるところでございまして、その結論を待つて対処することいたしたいと存じております。

肥料のメーカーと価格取り決めができるということが一つの内容、いま一つは、肥料の一元輸出体制をとる、そのことによりまして国際的な競争力も強めでまいりますし、同時に、業界の安定も願つていく、この二つが柱になつておるわけでござります。昨年の六月をもまして、長年統いてまいりました確安輸出株式会社、これが輸出の窓口団体であつたわけでありますから、特殊法人整理といふ政府の統一的な方針に基づきまして解散をしておるわけでございます。したがいまして、

現在では、疏安輸出株式会社の窓口を通じてといふことではなくて、輸出入取引法あるいは輸出貿易管理令によりまして、輸出会社がありました當時とほぼ同じようなことになるよう強制的に運営しておるという状態でございます。したがつて、立法的な方向で申しますと、この法律の中の要らなくなる条文がかなり出てくる、ますこれが第一点でございます。

第二には、全農の肥料メーカーに対する価格交渉力が当時と比べれば相当強くなってきたるのではないか。たとえば農業機械でありますとか、農業でありますとか、いずれも法律上の格別の根拠を持たないわけでございますが、現在では、全農がメーカーと個別に折衝をいたしまして値決めをいたしておりまして、それがほぼ全国の建て値として通用しているという現実があるわけでございます。特に、肥料の場合には、燐鉱石でありますとか、国内必要量の半分以上を全農がみずから輸入をいたしましてメーカーに提供するという形になつております。それで、価格交渉力も当時に比べれば一段と強まつておるというふうな問題もあるわけでございます。

第三の問題でございますけれども、これは独禁政策と申しますか、公正取引委員会との関係によるわけでございます。過去におきまして、この前この法律を延長する際におきまして、大変長いこと続いておる制度でございますから、この制度についても今回限りであるぞよということについてかなり言い込まれてきた経過もあるわけでございます。

そういう大変むずかしい事情もあるわけでござりますが、同時に、肥料の生産者側及び需要者側のいろいろな問題意識もあるわけでございまして、その辺にらみ合わせながら今後検討すべき課題である、かように考えておるわけでございました。

○田中(恒)委員 いま、肥料の安定臨時措置法の期限切れを前にして、若干のいまの情勢と対応し

た問題点の指摘がございました。ひとつ、こうい

う問題は、それぞの関係者を含めて、あるいは関係各省の間で十分検討していただきたいと思

ますが、農業の立場から言えば、つくった者と買う者と、それぞれが同じ立場で話し合っていくと、いうことはきわめて良好な商慣習だと思いますので、ほかにいろいろありますけれども、ひとつ十 分議論をして、私は、やはり何らかの形でこういふものを継続させていく必要があるのではないか、こういうことを考えておりますので、意見を申し上げて、次へ移らせていただきます。

通産省お見えですか。いま竹内委員の御質問でのやりとりをちょっと聞いておりましたが、いわゆる油の問題から関連して、LPGへの一年急速に転換をした、それがまたいまナフサへ戻つてきた、こういうお話をましたが、実はナフサであります。これはますますふえる方向のようになりますが、これはますますふえる方向のような話をいま伺つたわけです。そういたしますと、いろいろこれも国内の精製業界との関係などあるのだと思いますが、たしかいまやつておるのは国内のナフサですね。輸入のものと価格は二千九百円ほど違うのだと思うのです。それを上乗せしてやつておるのだと思いますが、それでも、だんだん安いところを買つてくるというものが出てくる公算も一方では強いと思うのです。この場合、国内の油を中心とする、全体の関連というか均衡というか、いろいろむずかしい問題が出てくるのだろうと思うのですが、肥料の原料の問題を中心にして、今後コストを下げていくという努力は最大限しなければいけませんが、ナフサの国産の一定の割合といったものをお考えになつて行政指導を進められていくのか、あるいは肥料の価格のコストを低減するために原料など活性化の方針をどういうふうにお考えになつておるのか。この際、先ほどの竹内さんの御意見の中にもちょっとあったように思います、なおお尋ねをしておきたいと思うのです。

○横田説明員 御説明申し上げます。
先生御指摘のとおり、一度LPGに転換をしてしまって、たとえば重油等を分解していく際のオフガス、これを原料に活用する。あるいは、より技術的な対策といったしましては、石油系を離れた、たとえば石炭のガス化、石炭ガスを原料としたしましてアンモニアをつくっていく、これは世界的に小規模なプラントはありますが、大規模な商業プラントはまだないわけですが、今回、日本某企業が巨額の設備投資を行いまして、世界

時点ではまたナフサに戻つてきておるというわけでございます。

まずナフサの問題について申し上げますと、從来、国産のナフサと輸入ナフサとの価格の格差の問題がございました。これは単に化学肥料工業の非常に大きな要望があったわけでございまして、これは昨年四月、通産省の省議決定によりま

すが、より大きなユーザーであります国内の石油化学工業の方から、その制度の是正について、この非常に大きな要望があったわけでございまして、これは昨年四月、通産省の省議決定によりま

すが、この問題は現段階では厳しいものではなくなります。より大きなユーザーであります国内の石油化学工業の方から、その制度の是正について、この非常に大きな要望があったわけでございまして、これは昨年四月、通産省の省議決定によりま

○小島(和)政府委員 御指摘ございましたよう
に、今回の改正によりまして登録関係の事務など
につきましてはかなり事務量を減らすといふこ
とが可能になるわけでござりますが、反面におき
まして、肥料そのものが原料の種類なりあるいは
製造工程なりにおきましていろいろ複雑化してお
るわけでございます。そのため、特に取り締まり
の面におきましては、従来にも増して検査事項が
ふえてくる、こういう事態にあるわけでございま
す。

取り締まり関係の職員の数は決して多きに失
るものと私どもは考えておりませんけれども、さ
ればといって人員面から大いに増強を図っていく
ということもただいまの環境下においては非常に
むずかしい面があるわけでござります。したがい
まして、今後の対応といたしましては、職員の技
術的なレベルを上げていくという目的を持ちま
して、これまで研修等を通じて努めております
が、今後さらに技術、人員の内容的、質的な増強
ということを図っていく必要があるだらうと思つ
ております。

同時に、これまでのよう、いわば人海戦術で
分析、測定をやっていくことだけじゃ対応
しきれませんものでござりますから、最近いろいろ
新しい分析測定器具ができております。中
にはいわゆるエレクトロニクスと申しますが、そ
ういう電子技術を利用してしまして、非常に複雑
な成分をきわめて短時間に測定値を出すといふ
結構金目の張るものではござりますが、予算の許
す限りできるだけ最新鋭の機械器具を配置いたし
まして、職員の仕事の面において不便がないよう
に対応しておるところでございます。

都道府県におきましても、同じような趣旨にお
きまして、職員の質的なレベルの向上のために中
央におきまして研修会を催すなどいたしまして、
その技術レベルをある程度そろえる、引き上げる、
こういう努力をいたしております。それらを通じ
まして今回の改正後の法の執行に万遺憾なきを期

してまいりたい、かよう考へております。

○田中(恒)委員 終わります。

○山崎委員長 武田一夫君。

○武田委員 肥料取締法の一部を改正する法律案

につきましてお尋ねをいたします。
まず最初に、今回の改正では肥料の登録制度の
簡素合理化ということを一つの課題としているわ
けでございますが、反面、肥料の品質保全、いわ
ゆる安全性という問題で心配がないかどうかとい
う点がございますが、この点についての対応をど
のように今後なさるかとするかという問題につい
てのお答えをいただきたいと思います。

同時に、普通肥料の一部につきましては、取
り締まりの規制の緩和ということがありますと、
やはり今後大事なことは生産、流通段階における
事後検査というものを強化していく必要があるん
じゃないか、こういうふうに思います。その対応
もどのようになさりますか、ひとつあわせてお答
えをいただきたいと思います。

○小島(和)政府委員 肥料の品質保全は肥料取締
法の基本的目的でございますので、今回の改正
におきましても、肥料生産の実態等を踏まえまし
て、植物被害に関する品質保全措置についてさら
に強化を図るということにいたしておるわけでござ
います。

また、今回、改善合理化ということでやや手続
料を省略いたしましたもの中に、一つには指定配合
肥料という制度を設けまして、その原料とする肥
料についての登録がすでにとられておるもの、そ
れだけを単純に配合するものに限りましては、こ
れを届け出にするということにいたしております
し、また、非常に生産方法の安定しております肥
料につきましては、登録の有効期間を延長すると
いうことにいたしております。従来、登録は一律
三年ということで実行いたしてまいりましたが、
その他多年にわたって使われておりますて、公定
規格の改正というふうな事態もめったに起ころな
い、こういう肥料につきましては、登録期間の延

長によって特に品質保全措置が弱まるという問題
はないというふうに考へておるわけでございま
す。

その意味から、今回の改正は、一部分につきま
して品質保全措置を強めるというねらいがござ
いまして、これによって非常に粗悪な肥料が出て
きて農業者の利用面から問題が出てくる、こうい
う心配はいささかもないと考へております。

また、検査の問題でございますが、御承知のよ
うに国と都道府県が分担をいたしまして工場等へ
の立入検査を行つておるわけでございますが、今
回の改正によりまして届け出肥料になりましたも
のについても検査は従来同様行うわけでございま
す。過去におきますこの検査の点数と申します
が、件数は、大体毎年一万五、六千件程度でござ
いまして、ほぼ横ばいでございます。

そういうことで、検査そのものは今後も続行
いたしますし、また、その検査に必要な人員なりあ
るいは検査に必要な機械器具といったものの充実
整備を図りまして、生産、流通段階におきます肥
料の品質の確保ということについてはこれまで同
様努力をいたしてまいり所存でございます。

○武田委員 飼料えさの場合、約二千二百万ト
ンくらいあるんだそうですが、検査の網にかかる
のは〇・五%くらいだ、こう聞いているのですが、
が、肥料の場合はこれはどのくらいになつており
ますかね。というのは、悉皆調査するわけがない
ですから、できればこれは全部やれればそれにこ
よるいことになりますと、どのくらい抜き取り検査
をすれば安全性能という問題で大丈夫だという、そ
ういう保証ができるかという問題があると私は思
うのです。ですから、最大限の努力をしながら、
安全性の確保のための対応というのは今後一層強
化しなければならぬ、こういうふうに思うわけで
あります。

そういう意味で、どの程度の抜き取り検査をす
が、いかがでございましょうか。

○小島(和)政府委員 肥料の場合は、飼料の場
合と違いまして、取締法の対象とするものは流通
肥料のすべてであるという体系をとつておるわけ
でございます。その点が、えさのように天然物あ
るいは農家自身の内で生産された農産物その
ものがえさとして使われる、こういうものとは違
います。これによって非常に粗悪な肥料が出で
て、その他の場所で収去いたしまして持ち帰りま
したサンプルを検査所の中で分析をいたしまして、
保証成分どおりの内容の肥料であるかどうかとい
うことを確認いたしておりますので、そこにはお
のずから分析上の能力の限界のようなものがある
わけでございます。その意味で、ある年に全部の

肥料を全面的に洗い直すことは物理的不可能でございまして、先ほど申し上げましたように何年かに一度の割合で回ってくる、こういうふうなことで対応いたしておるわけでございます。銘柄数で申しますと、先ほど申しました二万三千件のうちの大体三千銘柄程度が一年に検査されておる、かようにお考えくだされば大体当たらずといえども遠からずということではないかと思いまます。

○武田委員 さつき私は流通段階での事後検査を強化すべきだというふうに申し上げました。仙台肥飼料検査所の統計によりますと、流通段階での違反業者等々というのが、そんなにいっぱいないのですが、昭和五十六年には五件。これは他の検査機関から依頼されて調べたところが違反のものが五件あった。それから、他の検査機関へ依頼した結果、違反であったというものがやはり五件。要するに、こういうものが流通の段階でひつかかっているわけですね。特に配合肥料の原料メーカーは年に五、六件、合わせて十一件、十二件くらいのものですが、だからといってこれは放置されるべき問題ではない、こういうふうに思うわけであります。

それから、農林水産省の肥料検査成績一覧を見ますと、昭和五十四年、五十五年、五十六年と見

てきますと、有機質の肥料の不合格率が非常に高いわけですね。たとえば骨粉類というのですか、これなどは五十四年が二・七%、五十五年が二八%、五十六年は少なくなつて六・三%。それから混合有機質の肥料につきましては一・三・三%、二七・五%、三三・五%。これは五十四、五十五六年と不合格率が高い。

この仙台の検査所の実態の報告を見てみますと、やはり有機質が非常に問題として出されているわけですね。ですから、この点、もう少ししっかりと検査の体制を整えていかなければならぬ

のじやないか、こういうふうに思うのですが、どういうふうにお考えですか。

それから、仙台の検査所で実際に検査をした中で、違反業者あるいは工場が一件、いま調査中が二件とここにあるわけですね。これを合計しますと、一年間に全部で二十件近くの違反業者ないし工場が指摘されているわけですね。私はこれは非常に心配です。今後の対応をしつかりとしてほしいと思うのですが、いかがなものですか。

○小島(和)政府委員 肥料の立入検査等に当たりましての違反件数というのは、全体として眺めてみると不合格率は一%から三%くらいということで、率そのものは決して多いわけではありませんが、年を追うて全然減っていつている様子がないということについては、御指摘のように一つの問題であると思います。

ただ、違反の中身でござりますけれども、かつては無登録の肥料を販売したり悪質な異物混入があつたりというケースがございまして、中には告発をしたものもあつたわけでございますが、最近

肥料の場合には、原料を適正に配合いたしまして

も成分のばらつきのようなものがどうしても出て

まいりまして、私どもの検査はサンプルを取去し

て検査するものでござりますから、あらゆる部分

にわたりまして、まんべんなく原料が配合されてお

らない、成分の偏りがあるということから違反が

後を絶たない、こういうことであろうかと思いま

す。また、特に有機の入つておりますものが成分

切れが多いということになりますと、原料の有機

質そのものの有効成分にかなり振れがございま

す。また、これでありますから、あらゆる部分

にわたりましては、公定規格の上におきまして有

害成分の最大限というものを規定をいたしており

ます。それに合致しないものは登録を認めない

ということにいたしておるわけでございます。

ここでの問題になつております肥料のたぐい

は、そのような予測がなかなかできない、仮に結

果的に植物に害を与えることがわかりまし

ても、それがどういった物質に由来するものかと

いうことがなかなか分析段階ではわからないよ

う肥料が想定されるわけございまして、そういう

肥料につきましてはあらかじめ栽培試験を行

いまして、その栽培試験の成績を出させ、それを

チニックすることによって間違いない肥料を流

通させたい、こういふねらいなわけでございます。

ただいま想定いたしておりますものは、窒素肥

料の中では粗製窒素肥料、液体粗製窒素肥料、い

ずれもこれは化学工業等の生産過程で生産される

液体、またはこれを濃縮したものであります。

そういった液肥等の中に入つておりますアンモニ

アあるいは尿素等を活用しよう、こういふ肥料で

ございます。それからそのほかに磷酸肥料の中の

沈殿磷酸肥料の一部、あるいは副産磷酸とい

つたものを指定するつもりでございます。そのほ

かの肥料といたしまして、副産塩基性苦土肥料の

一部あるいは乾燥菌体肥料の一部、いずれもこれ

は発酵工業、ペルブ工業、さらには食品工業等の

排水の中から得られます物質を沈殿して乾燥し

ことはもちろん厳重にチェックしなければなりませんが、それが、それらの配合でありますので、御心配のないふうにお考えですか。

よその問題は起こらないというふうに考えており

ます。

それからいま一つの問題は、そのように配合い

たしました場合に、配合原料の偏りと申します

か、ぱらつきと申しますか、そういうものの許容

限度をどこまで認めるのかという問題があるわけ

でございまして、収去いたしますサンプルはごく

少量でございますが、実際に農家が圃場にまきま

すものはそういうサンプル程度のロットではなく

てもっと大きな量でよくわけございませんから、

少量化のサンプルにおける有効成分のぱらつきとい

うのはもう少し余裕をもって認めてやつてもいい

のではないかという問題意識も実は持っております

して、これは今後の検討課題であるといふうに

考えております。そいたしませんと、保証成

分切れにならないためにはどうしても有効成分を多

目多目に配合をしていく、そのことは一種のサーキ

スでございまして、ばかり間違えますと

肥料成分が過剰に失するという心配もあるわけ

でございますので、それらとあわせて今後の検討課

題だと考えております。

そのほかの流通段階で起こつております違反件

数は、主として保証票に書くべき事項を完全に書

いてないというふうな問題であります。そのほ

こざいますので、それらとあわせて今後の検討課

題だと考えております。

そのほかの流通段階で起こつております違反件

数は、主として保証票に書くべき事項を完全に書

いてないというふうな問題であります。そのほ

こざいますので、それらとあわせて今後の検討課

題だと考えております。

○武田委員 次に、今回の植害試験の成績を記載

録をとつてあります肥料だけの配合でござります

から、登録肥料自体に欠陥がないかどうかという

こと

は、

の検査官あるいはまた検査設備の一層の強化とい

うものが必要ではなかろうか、こういうふうに思

うわけであります。その点についてはどのように思

たもの、こういったものでございまして、その中に含まれております要素その他の有効成分はかなりあるわけでございますけれども、同時に、発酵工業なり食品工業なりの原料なりそのプロセスなりに応じていろいろな新しい物質が副次的に生産されてくる可能性がある、こういうことがあらかじめ想定されるものについて指定をいたしたいと考えております。

しかし私どものそういう想定に基いております指定というのは必ずしも全部をカバーし得ているのかどうかといふ問題がござりますから、今回の改正案にも盛り込んでおりますが、一たん登録を認めたものにつきましても、その後被害のおそれがあるというものにつきましては、販売停止、場合によつては登録の取り消しまでできるというふうな措置をあわせ講ずることにいたしております。わざとでございます。

○武田委員 そこで、検査体制の問題ですが、私はやはり検査体制で大事なのは人の問題、それから設備等の問題、それからまたそのための予算が十分とれるものかという点の対応というのが重要な問題だと思います。

そこで、実は私、この間ちょっといろいろと関係者に聞きましたら、仙台と札幌にあります検査所、これは肥料と飼料を同時に取り扱っているのですが、最近非常に困ったことが出てきた。といふのは、仙台の場合 昭和二十五年に検査所が設置されました。その当初はそういう業者も少なかつた。そういう少なかつたときの規模で人間が張りついてきた。現在、仙台の場合は所長以下十一名、合計十二名でやっているわけですが、最近飼料工場がふえてきて量もたくさんになってきた。

が五つも完成するようです。そうなりますと、当初の人間の規模ではとても手薄になつてくるという心配がある。もしこれが今後ますますふえてきますと、飼料の検査も肥料の検査もやつていけないといふことで、これは大変な状況になるんじやないか。

しかも、行革のとばかりがありまして、運賃が上がっているのに旅費の削減だ、こういうわけですね。一つの工場に大体平均すると年に二回ぐらいやるんだそうです。濃密地域は三回ぐらい行く。そのときは一人でなくて二人で行くということをしている。こういうことになると、そういう検査する量が膨大になつて、工場がふえてきたときに検査回数を減らすのか、あるいは人を減らすのかということの選択というので非常に苦労している。これは、安全性という問題を考えたときには、普通の業務とは違つて一種特別な業務であるという特殊性が私は必要だと思います。

しかも、そういう検査ができるまでには三年ぐらいかかるというわけですね、一人が一人前になるために。二つ一緒にやるというと六ヵ年はどうしてもかかる。いま一人の人が二つくらいかけ持つてやつっている。こういうことになりますと、今後非常に心配なことが起くるんではないかということを係の方が話しておきましたけれども、こういう地域の実情を踏まえた上ででの検査体制というものを見直しをして、きちっと適切な配置人員はふやしちゃいかぬとかと言われても、それは梓の中いろいろと余裕があるところから移すとか、あるいはまた足らなかつたら、多少のそういう批判があるうとも、これは必要なものですからしっかりとやりした人員を配置させるとかということをしないと、検査体制、特に肥料の検査体制には大変な問題を起こさないということことは保障できないよう私は思うわけでござります。

そういうことで、この点の当局の取り組みをひとつお願いをしたい、こういうふうに私は思うのですが、いかがございましょうか。

いたしたわけでありまして、その際におきました
かなりな増員も実行いたしたわけでございます。
また、肥料と飼料を同一の機関において行わせ
ることにしました最大の意義は、分析方法がかな
り似通つておる。したがつて、分析器具と機械によ
りおきましたもののが共用できるというう
ふうな利点に着目をいたしましてこのよだな機関
をつくつたという経過がござりますから、そのよ
うなものをできるだけ活用していかなければ
せつかくこのような機関をつくつた意味がな
いわけでございます。

その意味で検査職員の技術レベルの向上を図り
まして、でき得れば、その職員の人事配置等にお
いても交流が可能である。こういう体制を持つて
いきたいというふうに考えております。また、検
査関係の職員が簡単にその資格、能力を獲得でき
ないという問題がございまして、現在検査官の雇
書きを持つつている者は五十五名でございますが、
そのほかに、肥料の方で申しますと、三名ほどど
の、実際に分析の補助者等の仕事をやつております
が検査官資格をまだ持つてない、こういう人もお
るわけでございまして、そういう方々について
も、できるだけその分析、検査能力を高めまし
て、一日も早く検査官に登用していくということ
をあわせてやつていただきたいというふうに考えて
るわけでございます。

それから旅費の問題は、これは実は一番頭の痛
い問題でございまして、こういう現場の仕事にな
りますと、やはりある程度の旅費がございません
と仕事ができないわけでございます。しかし、こ
の種の経費につきましては、最近の予算編成方針
では現場であると中央官庁であるとを問わずほと
んど一律にカットされてきてる、こういう傾向
がござりますので、その辺につきましては、たと
えば一回の旅行をもしまして回る個所数をできる
だけぶやしていくということにいたしますと、二
回行くよりは多少経費が節約できる、こういうふ
うな形で対応いたしておるわけでございますが、
それにもおのずから限度がある話でございまし

て、私どもも大変頭の痛いところでございます。できるだけこういう問題については政府の共通問題として、肥飼料検査所以外にも私どもそういう現場を抱えておりますものですから、予算の都度、極力そういう現場中心に事務的な経費は見てもらいたいということをお願いをしてまいります。

それから人の頭数の問題でございまして、御指摘ございましたように、確かに政府全体としては計画削減を実施いたしておりますが、農林省全体といたしてみますとかなりふところの広い役所でございます。その意味におきましては、大変人員の抑制が厳しい際ではござりますけれども、肥料検査所全体といたしましては、本年度においても、一名だけでございますけれども増員が認められたという経緯でございます。これは、農林省内の他の部門からの振りかえというふうな形で認めていただいたわけでございますので、そういう対応も考へながら、できるだけ検査体制の充実を図つていただきたいというふうに考えております。

○武田委員 この人たちは、分析等々の器械にかける以前の仕事もまた大変なようですよ。いろいろな試料を集めまして、それを整理しながらまた器械にかけて分析する。どつちかというと、器械にかけるときは楽なんですが、その前の作業がまた大変だというので、助手の一人も置いたらいいんじゃないいか私は言つてきたわけですが、そういう実情もよく理解してあげるべきでないと私は思います。

それから流通体制の問題で、業者も、近間に工場を持ってきてそこでやつちやおうという考え方で、今まで東京にあったものを、東北だつたら先ほどの八戸あたりに全農なんかが工場をつくるという傾向が最近多い。そうなりますと、そういう地域がこれからあちこちに出てくると思うのですね。それによって仕事量がふえてくるといふことはよく検討しながら、さつきも申し上げましたように実情をよく調べた上ででの対応というのもを私はお願いをしておきたい、こういうふうに

思うわけであります。

次に、化学肥料をたくさん使うことになります。一方で、生産面では非常に増大をしているという反面、地力の低下というのが非常に問題になつていて、この地力の保全のためのいわゆる土づくり、特に三年続きたる冷害で、宮城県などでも、一つには土づくりを非常に手抜きをしていました。地力の低下といふのが非常に問題になつていて、この地力の保全のための対応といふものが非常に重要な課題になつてくるのです。

アッショードとして一生懸命取り組むような態勢に入っているようですが、地力保全のための対応といふものが非常に重要な課題になつてくるのじやないか。ブラジルにおけるセラードのようなあい地帶がもし日本の農地に出てくるとなれば、これはえらい問題でござりますから、いまのうちからしっかりと対応をすべきだと思うのですが、この面に対する取り組みは今後どのようにになさるうとしているのか、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○小島(和)政府委員 いまお話をございましたように、特に東北におきまして三年続きたる冷害といふ中におきまして、堆肥の投下その他、いわば農業の基本的技術を着実に励行した農家層におきまして他の農家に比べれば冷害の影響が少なくて済んだというふうな経験を踏まえまして、最近土づくりの見直しといふうな機運が出てきておることは、私どももそれなりに大変結構なことだというふうに考へておるわけでございます。

ただ、農家全般の傾向として申し上げますならば、非常に省力化を追求するということの余り、元肥、追肥含めまして化学肥料に依存する、また、追肥の技術、量、時期、そういったものによろしきを得ればそれでも相当収量が上げられるというふうなことが学問的にも証明されてきておるというふうなこともございまして、なかなか伝統的な堆肥づくりというものに復帰させるということはむずかしいのではないかと思つておるわけでございます。その意味におきましては、最近畜産がかなり地方でも伸びてきておりますのですから、そういう畜産を取り込みました地域の複合的

な生産という形によつて、地域全体の中で生産されます有機物あるいは農場の廃棄物、そういうふたものを総合的に利用いたしまして、できるだけ省力的な方法で堆肥を圃場に戻していく、こういうシステムをつくっていくと、これが必要だらうと存じております。きわめてまさかではございませんが、予算の面におきましてもういう有機物を土地に還元するためのセンターをつくる、あるいはより小さな集団におきまして簡単に堆肥をつくるための施設やら機械やらを助成をしていく、こういうことをやっておるわけでございます。

そのほかに、地力の問題というのは、きわめて徐々ではございますが、やはり土地の状態に変化を来してまいりますので、土壤の細密調査でありますとかあるいは土壤の改良のための地力診断事業といったことを引き続き実行をいたしております。そういうことが必要であるかと考へておりまして、そういう機運をつけていく、こういうことが必要であるだけ適切な対策をとつて、今後ともその方面の努力は傾注をしてまいります。

○武田委員 そこで、最近都市ごみのコンポスト化の問題があちこちで話題になつてゐるが、家畜の公害のためにこのコンポストをやつてある地域などはかなりうまくいっているわけですね。岩手県などでは、住田町とか二戸なんかは、ふん尿処理のためのコンポスト化をやりまして、特に住田町なんかは非常に成績がよさそうですが、このコンポストにつきまして、質的には稻わら堆肥などと同様の肥効があるという評価があるわけでございますが、同時に、原料として集めておられますごみの種類によりまして成分に相当なばらつきがあるという傾向が見られるわけでござります。その意味で、なかなかこれを普通肥料化していくという根本的な問題があるわけでございますが、また同時に、そういう集めましたごみの性質によりまして重金属類の含有率が高いものもあるといふことがあります。その意味で、なつかなこれを普通肥料化しないといふことがあります。

そういうのは、コンポストの機械が非常にいろいろな機械が出ているのですが、かなりそれで失敗したという地域があります。聞くところによるところによると、九州の方なんかはかなり失敗しているのですね。それで、そのために成功したところに見に来

ているというケースがありまして、どこの農協は

どこで失敗したかといふのは岩手県あたりに聞けばわかるんだなどと言われているよう、機械の問題もこれに対してもどういうふうに今後取り組みをしていくかと、コンポストの問題として、特に都市ごみの場合いろいろと今後取り組みに注意を払いながら、しかしながらこれは今後進めなければならぬ大きな課題だと思うのです。当局としてはこれに対してもどういうふうに今後取り組みをしていくかと、ひとつの方向

を払いながら、しかしながらこれは今後進めなければならぬ大きな課題だと思われるのです。当局としてはこれに対してもどういうふうに今後取り組みをしていくかと、ひとつの方向

にありますいろいろな有機質を使いまして堆肥をつくるというふうな傾向もあるわけでござりますが、これの扱いにつきましては、通常の堆肥と同様の扱いをいたしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この種の肥料は未利用地の活用という観点から見れば社会全体にとって大変有用な一面を持つております。反面において、その土壤の状態を正確に把握しながら適切に使つていくことが必要不可欠なことであると思います。その意味では、資材そのものの品質の管理ということとあわせまして、どういう作物にどのように使つていくかというふうな指導の面の問題、これには当然農業改良普及組織あるいは県の試験場、こういうところの力をかりましてやつていく必要があろうと思いまして、それらをあわせて有効利用を図るべき問題だと考へております。

○山崎委員長 神田厚君。
○武田委員 時間が来ましたので、終わります。
○神田委員 肥料取締法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

最初に、今回の法律の改正の基本的な趣旨といふものは、どういうことであるかということでありますが、去る三月十四日の臨時最終答申におきまして、肥料登録制度の簡素合理化これが求められているわけですが、今回の法改正と臨時答申との関係はどういうふうになつておるわけですか。

○小島(和)政府委員 今回の改正は、肥料取り締まり制度を取り巻く諸情勢から見まして、配合肥料を中心とする肥料の登録銘柄数が非常に増加をいたしておりまして、登録業務量の増大を招いておる。反面、他産業の副産物の肥料化が進みまして、それによって品質保全上問題を有する肥料が生産されておるというふうな事態を踏まえまして、肥料行政をさらに効率的に実施をして肥料の品質保全を図る、こういう観点から取り上げたものでございます。一昨年ぐらいから省内におい

て検討を始めておりまして、その結論として今回
の改正案を提出するに至ったわけでございます。
なお、去る三月の十四日に臨時行政調査会から
考へておりました取り締まり制度の簡素合理化の
線に沿つた答申が出されておりますが、私どもの
考へておりましたことを臨調においてもお取り上
げいただいた、いわばこういうふうな結果に相
つておるわけでございます。

○神田委員 今回の法律の改正によりまして、肥料の登録 検査に要する予算、組織、人員はどの程度削減できる見込みでありますか。

○小島(和)政府委員 今回の改正は、肥料の登録件数などについて明らかなどおり、放置をいたしましたと年々業務量がふくれ上がつてくる。また、肥料自体の品質の面におきましても複雑多様なものが出てきておりますので、その意味においても業務量がどんどんふえてくる。こういう事態を踏まえまして、改善合理化できるものは改善合理化をしていくことによりまして、人員なりあるいは予算なりの爆発的な増加を何とかして食いとめようというふうな意図に出たわけでございました。したがつて、登録件数だけで申しますと、今回の届け出制への移行あるいは有効期間の延長などによりまして登録業務は大体半減いたすわけでござりますけれども、直ちにこれによつて人間がいかにして有効適切な検査をやつしていくか、これがございません。

また、予算の面におきましても、近年非常に予算全体が窮屈になつてきておりますので、その中でいかにして有効適切な検査をやつしていくか、こういうことが今後の課題であらうかと思いますので、その意味において、予算がこれぐらい減るとあるいは人員がこれぐらい減るといふふうなことではなくて、むしろ現陣営をもつて何とかしてやつていこう、こういう努力のあらわれといふふうにお考へをいただければ幸いでございます。

○神田委員 今回のこの改正ですと、普通肥料の登録数の約四割が指定配合肥料として届け出制へ

移行し、また、登録に残る肥料の約三割が登録有効期間が六年に延長される、こういうふうであります。具体的にはどのような肥料がこれに該当するのですか。

○小島(和)政府委員 指定配合肥料の制度につきましては、登録を受けた普通肥料のみを原料として配合した肥料を広く対象にいたしたいと考えております。

具体的な省令の制定に当たりましては、当面、同じように登録を受けましたものでも、液状の肥料を配合したもの、さらには農業その他いわば異物を混入したもの、これは規格上認められたものがあるわけがありますが、そういうものについては、品質保全に万全を期する観點から除外することにいたしたいと考えております。

そういう考え方方に基づきまして肥料の種類を選定いたすわけでございますが、現在、第一種複合肥料の一部でございまして、十四の種類に該当する肥料の一部がこれに該当するというふうに考えております。これによりまして、有効登録件数の約四割、これは肥料の生産量で申しますと約七%ぐらゐの量にしかならないわけでございますが、これが指定配合肥料に該当するというふうに考えております。

○神田委員 質問保全の上から問題があるのでございませんけれども、この点につきましては、この改正の問題ではどうでございますか。

○小島(和)政府委員 今回の改正は、一面において事務的な簡素合理化ということを含んでおりますが、反面において、最近の肥料生産の実態を踏まえまして植物被害等のおそれのあるような肥料につきましては、これまで同様に行うわけでございます。

○神田委員 次に、一部の普通肥料について登録申請に際しまして植害試験の成績を提出させる、

こういうことでありますか、具体的にはどのようないいとこでこれを義務づけるのか。

○小島(和)政府委員 普通肥料につきまして、規格設定時におきまして、肥料生産に伴い当然ある種の有害成分が副次的に含まれてくるということが予想されるものにつきましては、規格の中におきまして「含有を許される有害成分の最大量」というのを定めております。今回植害試験の成績を提出させるものについては、肥料の生産のプロセス、原料あるいはその成形態等が非常に複雑でございまして、通常ではなかなか予測できないような成分を含有している心配があります肥料に限ってこのようないい試験成績をつけさせることにいたしております。

当面考えておりますのは、肥料以外のものを主たる目的として生産する際に副産されるものを肥料として利用する肥料、あるいは産業排水等を処理する際に得られるものを原料として利用する肥料であります。そのプロセスにおいて原料の精製あるいは有害成分を除去する工程を経てない肥料、こういう物差しにいたしたいと考えております。その意味で、ただいま規格を定められております肥料の種類で選択をいたしますと、粗製窒素肥料、液体粗製窒素肥料、沈でん磷酸肥料の一部、副産磷肥、副産塩基性苦土肥料の一部、乾燥菌体肥料の一部、以上六種類がとりあえずこれに該当するものというふうに考えております。

また、今回指定になりました肥料以外のものでございましても、その後の、登録後における流通の過程において同じような問題が出てきた場合においては、その肥料につきまして販売の停止あるいは登録の取り消しということができるにいたしておりますし、また、同種のものが今後予想されるということになりますれば、当然追加指定をするということになりますが、その検査等につきましてはこれまで同様に行うわけでございます。

○神田委員 今回の法改正によりまして、肥料生産者などの負担はどの程度軽減されるというふうにお見込みでありますか。

○小島(和)政府委員 今回の措置によりまして、全有効登録件数のうち約四〇%程度が届け出制に移行をいたすわけでございます。また、尿素等の生産方法が安定した普通肥料につきまして登録有効期間を三年から六年に延ばしますので、その意味では登録更新事務量は半分に減るということになります。

ただ、それによりまして登録出願する方の側で金目に換算してどれくらいの費用がかかるかといふことになりますと、検査の手数料にも絡むわけですが、それによって金額的に非常に大きな負担軽減ということとはございませんで、むしろ役所の窓口に対して非常にしばしば訪れないことになりますと、検査の手数料にも絡むわけですが、それによって金額的に非常に大きな負担軽減ということとはございませんで、むしろ役所の窓口に対しても非常にしばしば訪れないことは非常に安定しております。肥料の届け出制等の改正是行われるわけですが、肥料全般といたしましては、価格の問題につきまして、今後もかかる手続だけが非常に厳しく受けなければならぬ、そういう問題から解放されるということのメリットであろうかと思います。

○神田委員 それでは、このよだな形で肥料の届け出制等の改正是行われるわけですが、肥料全般といたしましては、価格の問題につきまして、今後もかかる手續だけが非常に厳しく受けなければならぬ、そういう問題から解放されるということのメリットであろうかと思います。

○小島(和)政府委員 肥料の価格でございますが、四十七年ごろまでは大変安定いたしておりまして、肥料工業の原料転換あるいは工場のスケールアップといたしまして、年々価格も引き下げて運営をしてきたわけでございますが、御承知のような第一次石油ショック、さらには五十四年末からの第一次石油ショック、これを引きつけといたしまして、原料価格が大幅に値上がりいたしまして、それぞれ、第一次石油ショックのときには二〇%強という肥料価格の値上がりを見たわけだと思います。その後は原材料価格が鎮静化いたしましたのですから、若干値下がりの傾向にございまして、小売価格でとらえてみましても、最近の物質統計によりますと、五十七年四月からこ

整理とかあるいは書式の簡素化あるいは官報掲載等の事項の簡素化等の対応をいたしておりませんけれども、このまま登録件数があふれ続ければ、まさに登録事務のために担当の係は忙殺されてしまうのが登録関係の事務を改善しようということの最大の動機でございます。

ただ、実際に肥飼料検査所でやつております仕事は、この登録処理関係の仕事といふのは一部でございまして、そのほかに現場を回りましてサンプルを取去しそれを分析いたしまして、その結果によってその業界に対し注意を与えたりするという仕事があるわけでございます。それらの仕事はいささかも減るわけではございませんで、むしろ新しい肥料がふえればふえるほど分析業務は複雑になってまいりますし、今回の植害試験の追加といふようなことによりましてもまた業務量としては増加する傾向にあるわけでございます。したがいまして、こういう分野につきましては、大変人員の厳しい際ではあります、何とか人の増加を図りたい。農林水産省全体としてみればかなりふところも広いわけでございますから、その中で何とか対応してもらいたいというお願いを今後とも続けていくつもりでございますが、同時に、人海戦術だけやっていくということには限界がございまますから、最新鋭の分析測定器械というものを導入いたしまして、今までかなり人手がかかるりました分析業務が瞬時にて器械が測定値を出してくれる、こういうものをできるだけ活用いたしましてその業務量の増大をこなしてまいりたい、かよう考へておるわけであります。

○寺前委員 さつきちょっと聞き漏らしたのですが、指定配合肥料ですね、登録制から届け出制にする。この機会に、ひとつ保証票などにどういう原料を使って配合したのかということについて非常にわかりやすい表示をしてほしいという問題が先ほどここで質問されておったのですが、これについて表示をしようという方向でいま検討を進めておられるのですか、御説明いただきたい。

○小島(和)政府委員 ただいまの肥料取り締まり制度は有効成分の割合を保証するということになりますと、特に有機質等の場合におきましては原料自体の成分にかなり振れがあるのでござりますから、それによつて配合割合を変えていかなければなりません。そういたしますと、肥料のロットごとにその表示が全部変わつてくるということになるわけでござります。むしろ、その有効成分を固定して考へるわけでござりますから、原料の種類なり品質なりによりまして配合割合に変化が出てきて、有効成分に変化がなければそれでいいんじゃないかというのがこれまでの制度の考え方でございます。

ただ、今回そういうことで指定配合制度をつくりまして届け出制にいたしたわけでござりますから、反面において利用者側の便宜も考えまして、配合割合を書かせるということはいたしませんが、配合原料の量の多いものから原料名を表示させるということにすれば、使う方の側では、有効成分が一体どういう原料に由来するものであるかということを保証票によって見分けることが可能である、こういう利点を考えまして、その方向で検討いたしたいと考えております。

○寺前委員 それから、これも先ほどから出ている話なんですが、最近、全体として水をきれいにしようということで下水道の処理というのが進んでくる。そこから発生するところの汚泥の処理を農地に還元しようではないかということがすいぶん広がってきたわけですね。ところが、汚泥を農地に還元をするといつたって、そこにはいろいろなものを持んでいるというところから、新しい問題がそこに常に発生してくると思うのですね。汚泥の肥料は、「肥料要覧」を見ると、昭和五十二年には六万三千五百三十九トンとあったものが、五十六年になると三十七万三千七百七十五トン、ずいぶんこういう分野があえているわけですね。先ほどのお話を聞いていると、産業廃棄物といい、

あるいはこういう下水道の処理の汚泥といふ要素と、しかし同時に、片一方では規制をしておかなかつたら大変だという要素と、両面を含んでいながら思うわけですね。

そこで、現実に特殊肥料として現状においても届け出をさせてやつておられるのだろうと思うのですけれども、実際に届け出をして指導を受けた後で使つてはいるということになつて、それがそれともそなつてないのか、実態はどうなつておられますので、特殊肥料の中では非常に大きくなウエートを持つておるものでございます。

ただ、この生産のプロセスを眺めてみると、御指摘ございましたように生産量は非常に多くございまして、五十六曆年で三十七万トン、業者の数にいたしまして三百二十九業者ということになつておりますので、特殊肥料の中では非常に大きくなウエートを持つておるものでございます。

都市の屎尿でござりますとか、あるいは畜産の屎尿でござりますとか、そういうものを活性汚泥法その他の方針によって処理いたしましたその残りを処分する、こういう考え方でございますので、肥料を売つておるという意識よりは、欲しい人に分けた後で上げるから持つていらしゃい、こういう感じで扱つておられる業者の方が結構多うございまして、その意味で、無届けのままこれを譲り渡しておる、こういうケースがいまだけは分けてやる、ただで上げるから持つていらしゃい、こういう汚泥肥料をつくつておられます人自体の意識が、肥料を生産してそれを譲渡しているところを見つかるわけでございます。これは、どうもそういう意識ではなくて、廃棄物を処理いたしておりまして、その残渣を無償で分けてやつておる、まさにこういう意識に基づくものであるうと思います。もちろん、法律上は有償無償を問わずこの取締法の対象になるわけでござりますから、発見し次第注意を怠えておりまして、届け出に当たつては、御承知のような重金属類の規制値によります。一方ではこういうものを簡単に使いたいという要素と、なかつたら大変だという要素と、両面を含んでい

○寺前委員　これは発見されたら届け出がないことがわかつて指導しておられるということなんですが、実態はほとんど届け出がないようですね、府県に聞いてみます。ですから、これは野放しに近い状態になっているのじやないだらうか。この分野は、今後大量にこれが発生していくことを考え、これが大量に利用されることを考えた場合には、手を打つておかなければならぬ一つの課題じやないだらうかといふうに私は思うのですね。ちょっと野放しに近いのじやないだらうか。

そこで聞きますが、環境庁おられますね。環境庁の方では、研究をして、ガイドラインというのですか、何かいろいろ御研究になつてあるようですがれども、どういう研究をしておられて、どういうことをお考えになつておるのか、ちょっと聞かせて貰えますか。

○津田説明員　農用地におきまして肥料として利用されております汚泥等、これは汚泥及びその処理物でござりますけれども、これらの中には重金属等が含まれておりますので、これらが長期にわたって連用されると、農用地の土壌汚染を生ずるということが懸念されるわけでございます。

このために、環境庁におきましては、五十四年度から五十八年度までの五カ年にわたりまして汚泥等土壤還元影響調査を実施いたしておりまして、この調査におきまして、汚泥等を圃場で長期に連用する試験を実施いたしております。汚泥等の農用地への還元に伴います重金属等の土壌への蓄積状況とか、あるいは作物生育への影響等を把握することによりまして、汚泥等の農用地への還元によります土壤汚染を未然に防止することを考えているわけでございます。

こういった調査あるいはその他の調査の結果を生かしまして、また昭和五十六年の十二月以来、専門家によります汚泥の農用地等還元問題研究会において、そのを設けておりますが、この研究会におきまして、汚泥等の長期連用に伴います土壤汚染の

一八

問題をいろいろ検討を行つてまいりております。この研究会の報告などを参考にいたしまして、汚泥等の施用に伴います土壤の汚染を未然に防止する観点から、施用地の土壤中の重金属等の濃度を総量として制限する基準を定めまして都道府県が行政指導を行うに際しましての暫定的な指針となるよう通知をいたしたいと考えております。現在検討を重ねております。

○寺前委員 環境保全の立場から、環境庁の方も総量規制の問題などを提起しておられるわけです。が、農水省の方もいろいろ調査研究をしておられるようです。さつきも申し上げましたように、特殊肥料が事実上届け出が野放しになつて、なされないような状況に近いということを考えて、私は単に総量規制だけではなくして、外国の例を見ると、銅やら亜鉛やら他の分野にわたつていろいろ規制も研究しておられるようです。農水省からいただきましたところの「都市ごみコンポスト」の品質と施用について」というこの資料を見ましても、外国の例が一番最後に載つていました。そういう意味から考えて、もう少しこの分野に対する積極的な規制のあり方、届け出の強化、こういうものを考えてもらう必要がある、これから一つの重要な問題じゃないだろうかというふうに私は思うのですが、御見解を聞きたいと思います。

○小島(和)政府委員 ただいま特殊肥料の一部につきまして規制を加えております重金属、これは御承知のように砒素、カドミ、それから水銀の三種でございます。私も別にこの三種類だけを抑えれば十分であると決して思つておるわけではございませんで、とりあえずこの三種類にいたしておるわけですが、今後必要に応じましてさらにその検討を進めまして、銅でございますとか亜鉛でございますとか鉛でございますとか、そういう物質につきましても何らかの規制値を設定していくべきという考え方を持つておるわけでございます。

ただいまの規制値は乾物換算いたしまして総量での何%、何ppmまでという抑え方をいたしておりまして、この数値は諸外国の例を見まして

もかなり厳しい水準で設けておりますし、また、これらの重金属類の天然賦存量から見まして、通常の土壤中に含まれております数値の約倍ぐらいの数値になりますまでには、毎年運用を続けますても大体数年、数十年を要するというぐらいの大変重い、厳しい内容にいたしておるわけでござります。しかしながら、こういう物質については、確かに個別の物質で抑えてみましても総量値が累積をしていけばそこに一つ問題が出てくるという問題意識も持つておるわけでございまして、資材の取り締まりは御指摘のございましたような届け出漏れがないよう努めますが、そういう資材面の取り締まりだけではなくて、施用面からも十分な指導をしていかなければいかぬ、こういう必要性を感じておるわけでございまして、環境庁あたりのいろいろな科学的な知見も参考にさせていただきました。今後さらにその面の努力もいたしましたと考へております。

○寺前委員 そこで、最後にちょっと、全面的に土壤を改良することを目的とした土壤改良資材がずっと広がつてきているわけですが、先ほどのお話を聞いていますと、検定基準なり制度のあり方などを検討したいといま考へておるんだというお話をした。一体どういう実態になつておるのか。広範囲に変化が生まれているよう思ひます。本当に効果のあるところのものがどの程度あって、効果のないものがどのようになつておるのか、実態がどういうことになつておるのか。それからもう一つお聞きしておきたいのは、目下検討中だとおっしゃるのだけども、これは大手を心配するわけなんですね。

○山崎委員長 討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。肥料取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○竹内(益)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。

ただ、最近いわゆる土壤改良資材、という名前のもとに、いろいろな微生物を含んでおります資材とか特殊な鉱物質類を含んでおります資材とか、明確にはわかつていないので、その理屈は余ります。しかししながら、こういう物質については、効果があるということがかなりわかつておるもののが多いわけでございます。

ただ、最もわかつておらぬということでは決してございませんで、多年の努力によりましてだんだんいろいろなことがわかつてきておりますので、そういう見解をもとにいたしまして何らかの行政的な措置が仕組めないかどうかということを考えています。

○山崎委員長 終わります。

○寺前委員 本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎委員長 討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。肥料取締法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

○小島(和)政府委員 土壤改良資材の場合には、肥料と異なりまして、使用いたしまして即座に効果が出るというよりは、大変長い期間を要しましてその効果がわかるというものが多いためでござります。

○山崎委員長 この際、本案に対し、亀井善之君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民連合、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。

○竹内(益)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。

ただ、最近いわゆる土壤改良資材、という名前のもとに、いろいろな微生物を含んでおります資材とか特殊な鉱物質類を含んでおります資材とか、明確にはわかつていないので、その理屈は余ります。しかししながら、こういう物質については、効果があるということがかなりわかつておるもののが多いわけでございます。

ただ、最もわかつておらぬということでは決してございませんで、多年の努力によりましてだんだんいろいろなことがわかつてきておりますので、そういう見解をもとにいたしまして何らかの行政的な措置が仕組めないかどうかということを考えています。

○山崎委員長 肥料取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、良質な肥料が農業生産力の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては左記事項の実現に努め、肥料の品質保全と安定的供給の確保に万全を期すべきである。

○寺前委員長 肥料取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、良質な肥料が農業生産力の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては左記事項の実現に努め、肥料の品質保全と安定的供給の確保に万全を期すべきである。

一 肥料の品質保全を期するため、国及び県の取締体制の強化による生産、流通コストの低減等価格安定に必要な諸対策を講じること。

二 肥料の価格安定を図るために、肥料工業の構造改善の実施等による生産、流通コストの低減等価格安定に必要な諸対策を講じること。

三 農業生産の安定と土地生产力の増強を図るため、土壤改良、施肥技術等の研究普及体制を強化するとともに、地力培養に関する諸対策を推進すること。

し、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

酪農振興法の一部を改正する法律案

融資振興法（昭和二十九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次の如く改める

西野はこの「国民生産の指標について」を注釈として、
「目次中『酪農近代化基本方針及び酪農近代化計
画(第一次の二)と第二次の四)』を『酪農及び
用牛生産の近代化を計画的に推進するの措置
(第一次の二)と第二次の四)』、「第三章の二

「第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三第一二十四条の三の四)を
「第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三第一二十四条の三の四)」に改める。
「第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三第一二十四条の三の四)を
増進に関する措置(第二十四条の三第一二十四条の三の四)を
流通の合理化に関する措置(第二十四条の三第一二十四条の三の四)を
の三の四)」に改める。

第一条中「酪農適地を中心として構成される一

定の酪農圏における酪農經營の近代化を」を「酪

農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ「に、

「及び当該酪農適地」を「並びに酪農適地」に、

「並びに牛乳」を「、牛乳」に改め、「増進」の

下に「並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流

通の合理化」を加え、「酪農の健全な発達及び

を「酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに」

に、「及び乳製品の安定的な」を「、乳製品及び

「牛肉の安定的な」に改める。

「第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近

「代化計画」を「第一章の二 酪農及び肉用牛生産

の近代化を計画的に推進するための措置——に改め

卷之三

第三卷 亂世之亂世

第二条の二の見出しが「(基本方針)」に改め

同条第一項中「酪農の」を「酪農及び肉用牛生産の」に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同条第二項中「酪農近代化基本方針」を

「基本方針」に改め、同項第四号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「合理化」の下に「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「酪農經營」の下に「及び肉用牛經營」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「生乳の需要」を「生乳及び牛乳の需要」に、「及び生乳」を「生乳」に改め、「目標」の下に「牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

第二条の二第五項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「生乳」の下に「又は牛肉」を加え、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、酪農の発展と肉用牛生産の発展とが密接に関連していることからがみ、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的に推進することを旨として、定めるものとする。

第二条の三の見出しを「(都道府県計画)」に改め、同條第一項中「酪農」を「酪農及び肉用牛生産」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県酪農近代化計画」に改め、同條第二項中「都道府県酪農道府県計画」に改め、同條第三項中「都道府県酪農道府県計画」を「都道府県計画」に、「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改め、同項第六号中「酪農」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「酪農經營」における「乳牛」を「酪農經營及び肉用牛經營における乳牛」に、「並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「酪農經營における乳牛」を「酪農經營及び肉用牛經營における乳牛」に改め、同号を同項第四号とし、同

項第一号中「酪農經營方式」の下に「及び肉用牛生産の近代化に関する方針」を加え、「酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針」を同項第三号とし、同項第一号中「目標」の下に「並びに乳牛及び肉用牛の生産の目標」を加え、同号を同項第二号とする。
第一号の前に次の二号を加える。
一　酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
第二条の三第三項及び第四項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。
第二条の四の見出しを「市町村計画」に改め、同条第一項中「酪農の」を「酪農及び肉用牛生産の」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同項第一号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を加え、同項第二号中「農用地等」を「農用地等」に改め、同項第三号中「販売」の下に「又はその区域内で飼養される肉用牛の出荷」を加え、同条第二項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改め、同項第一号を次のように改める。
一　酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
第二条の四第二項第二号中「乳牛」を「生乳」に改め、同項第三号中「酪農經營」の下に「又は肉用牛経営」を加え、同項第四号中「乳牛」の下に「又は肉用牛」を加え、「又は肉用牛」を「酪農經營」の下に「又は肉用牛」を加え、同項第五号中「作付け」を「作付け」に改め、同項第六号中「措置」の下に「又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置」を加え、同項第七号中「酪農經營」の下に「及び肉用牛生産」を加え、同条第三項中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、第一章の二中同条の次に次の二条を加える。
(経営改善計画)

改進計画が同項の認定に係る市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。

(資金の貸付け)

第一条の六 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第三条第四項中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

第六条第二項中「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に、「聞き」を「聴き」に改め、「都道府県計画」に改める。

第二十四条の三及び第二十四条の三の二中「酪農近代化基本方針」を「基本方針」に改める。

第三章の二の次に次の二章を加える。

第三章の三 肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化に関する措置

(肉用子牛の価格の安定)

第二十四条の三の五 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて肉用子牛の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付する事業を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

第二十四条の三の六 国は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて都道府県肉用

子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資するための事業を都道府県の区域を超えて行うもの（以下「全國肉用子牛価格安定基金協会」という）に対する、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)
施行する。
第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正す
る。

別表第二中

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三項の規定による改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「市町村計画が作成された市町村の区域内において牛乳」とあるのは「市町村

計画が作成された市町村若しくは酪農振興法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第号）による改正前の酪農振興法（以下「旧法」という。）の第二条の四第一項の規定による

定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において牛乳」と、「同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県計画」とあるのは「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県計画又は旧法第一条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画」である。

画」と、「同法第三条」とあるのは「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第三条」と、「市町村計画が作成された市町村の区域内において生産される」とあるのは「市町村計画が作

五厘	う八要金設内經
年六分五厘	十五年
年	三年
年	二年
年	一年

び肉用牛生産の振興に関する法律」に、「市町村酪農近代化計画」を「酪農振興法」を「酪農及む市町村計画」に、「都道府県酪農近代化計画」を「都道府県計画」に改める。

成された市町村若しくは旧法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において生産される」とする。

農林漁業金融公庫は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までは、前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の規定の例により、改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村計画が作成された市町村以外の市町村の区域内において畜産業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、資金の貸付けを行うことができる。

前条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第三号の規定（前項の規定によりその例による場合を含む。）により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

(農林水産省設置法の一部改正)

第七条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表畜振興審議会の項及び中央生乳取引調停審議会の項中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改める。

理

最近における酪農及び肉用牛生産の事情の変化、牛肉の需要の推移等にかんがみ、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用牛の価格の安定を図るために必要な措置等を講じ、もつて酪農及び肉用牛生産の健全な発達を図り、あわせて牛肉の安定的な供給に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家畜改良増殖法の一節を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律

農林水產委員會議錄第十一號

精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加える。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「家畜人工授精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加え、同条中「家畜人工授精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加える。

第三条第一項中「次条を「第四条」に改め、同条

に次の「一項を加える。

この法律において「家畜受精卵移植」とは、牛

その他政令で定める家畜の雌から受精卵を採取

し、処理し、及び雌に移植することをいう。

「第二章 種畜」を「第二章 種畜等」に改める。

第四条第一項ただし書中「但し、左に」を「ただ

し、次に」に改め、同項第一号中「をいう」の下

に「以下同じ」を加える。

第九条第四項中「採取した」の下に「獣医師(獸

医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第八条第

二項の規定によりその業務が停止されている者を

除く。第十四条第一項及び第二項を除き、以下同

じ。」若しくは「を加え、「證明書」を「證明書の交

付を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(家畜受精卵の採取の制限)

第九条の二 牛その他の政令で定める家畜の雌は、

その飼養者において、省令で定める伝染性疾患

及び遺伝性疾患を有しないことについての獣医

師による診断を省令で定めるところにより受

け、診断書の交付を受けたものでなければ、家

畜受精卵移植の用に供する受精卵(以下「家畜受

精卵」という。)の採取の用に供してはならない

。ただし、学術研究のため家畜受精卵の採取

の用に供する場合その他省令で定める場合は、

この限りでない。

(家畜受精卵の採取の禁止)

第九条の三 牛その他の政令で定める家畜の雌が前

条の伝染性疾患又は遺伝性疾患にかかつていて

ことを知りながら、これを家畜受精卵の採取の

用に供してはならない。ただし、同条ただし書

の場合は、この限りでない。

第十条中「の外」を「のほか」に、「前条」を「第九

条に改める。

「第三章 家畜人工授精」を「第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植」に改める。

第十一条の前の見出し中「家畜人工授精」の下に「及び家畜受精卵移植」を加え、同条中「家畜人工授精」を「獣医師又は家畜人工授精師」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第十二条の二 獣医師でない者は、家畜受精卵を採取し、又はこれを処理してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜から家畜受精卵を採取し、又はこれ

を処理する場合その他の省令で定める場合は、こ

れの限りでない。

第十三条の二 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただ

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十四条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十五条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十六条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十七条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十八条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十九条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

精師に相当する資格を有する者その他の省令で定める者が採取し、省令で定める方法に

より、検査し、容器に收め、かつ、封を施

し、家畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に

実施することができると認められる施設に

おいて採取され、及び処理された家畜人工授精用精液であること。

ハ 家畜人工授精を実施することができる

施設に相当するものである。

イ 同項の次に次の二項を加える。

同項の次に次の二項を加える。

第十二条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十三条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十四条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十五条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十六条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

第十七条の二 獣医師でない者は、「家畜人工授精用精液」の下に「又は家畜受精卵移植」を加え、「採取し、又は処理して」を「家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、又は家畜

受精卵を雌の家畜に移植してはならない。ただし

し、学術研究のためにする場合、自己の飼養す

る雌の家畜に移植する場合その他の省令で定める

場合は、この限りでない。

器に収め、かつ、封を施した家畜受精卵であること。

二 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる施設において処理された家畜受精卵であること。

ホ その他省令で定める事項

二 第十一条の二第二項ただし書又は前条第三項ただし書の場合

第十五条第一項を次のように改める。

獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行つたときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載しなければならない。

第十五条第二項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改める。

2 家畜人工授精師の免許は、農林水産大臣の指定する者は都道府県知事が家畜の種類別に行なう家畜人工授精に関する講習会又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者でなければ、与えない。

第十六条第三項中「前項第二号に該当して」を削り、「同項」を「前項」に、「業務」を「当該免許に係る家畜人工授精の業務又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務」に改める。

第十七条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「昭和二十四年法律第八十六号」を削り、「基づく」を「基づく」に改め、同項第四号中「基づく」を「基づく」に改める。

第二十二条第一項中「家畜人工授精を」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植を」と、「且つ、家畜人工授精」を「かつ、家畜人工授精又は家畜受精卵移植」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改め、「注入」の下に「若しくは家畜受精卵の移植」を、

「授精証明書」の下に「若しくは移植証明書」を加え、「証明書を」を「証明書の交付を」に改める。

第二十五条第一項中「家畜人工授精を適確に、且つ」を「家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ」に改める。

第二十八条第一項中「みずから家畜人工授精師」を「自ら獣医師又は家畜人工授精師（家畜受精卵の処理を行なう家畜人工授精所にあつては、獣医師）以下この条において同じ」に、「の外」を「のほか」に、「家畜人工授精師」を「獣医師又は家畜人工授精師」に改める。

第二十九条中「その他の家畜人工授精」の下に「又は家畜受精卵移植」を加える。

第三十二条中「の外、第十三条第二項」を「のほか、第十三条第三項」に、「同条第四項の精液採取に関する証明書」を「及び家畜受精卵証明書、同条第六項の精液採取に関する証明書及び受精卵採取に関する証明書」を加え、「授精証明書」の下に「移植証明書」を加え、「第十六条第二項第二号」を「第十六条第二項」に改める。

第三十四条第二項中「家畜人工授精師」を「獣医師若しくは家畜人工授精師」に、「その他の家畜受精移植その他」に改める。

第三十五条第一項中「その他の家畜人工授精」の下に「若しくは家畜受精卵移植」を、「精液」の下に「若しくは家畜受精卵移植」を加える。

第三十六条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、国又は都道府県については、この限りでない。

一 第十条の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者

二 第十六条第一項の免許の申請をする者

三 第二十四条の許可の申請をする者

四 第三十二条の規定による家畜人工授精師免許の書換交付又は再交付の申請をする者

を「五十万円」に改め、同条第一号中「又は第十一条」を「第九条の二、第九条の三、第十二条」

又は第十二条の二」に改め、同条第二号中「基づいて」を「基づいて」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十九条中「第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第三項、第十四条第一項、第二項若しくは第三項」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、同条第四号

四項」を「第十三条第五項」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め。

第四十一条中「二千円」を「二万円」に改める。

第四十二条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十七条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十八条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第四十九条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十一条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十二条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十七条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十八条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第五十九条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十一条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十二条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十七条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十八条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第六十九条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

第七十条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め。

1 附則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条第一項を次のように改める。

昭和五十八年四月二十七日印刷

昭和五十八年四月二十八日發行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

E